

1 農地中間管理機構（農地集積バンク）の本格稼働

【19,000（30,450）百万円】

（平成26年度補正予算との合計 39,029百万円）

対策のポイント

農地の中間受け皿となる農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化を支援します。

<背景／課題>

- ・現在の我が国の農業構造を見ると、担い手への農地流動化は毎年着実に進展し、担い手の利用面積は農地全体の約5割となっているところですが、農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積と集約化を更に加速し、生産コストを削減していく必要があります。
- ・このため、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を加速的に推進していく必要があります。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 農地中間管理機構事業 7,218（17,660）百万円
農地中間管理機構が、農地の集積・集約化に取り組むために必要となる事業費（農地賃料、保全管理費等）及び事業推進費を支援します。
2. 機構集積協力金交付事業 9,000（10,009）百万円
（平成26年度補正予算との合計 29,029百万円）
農地中間管理機構に対し、①まとまった農地を貸し付けた地域、②農地を貸付け、担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手に対し、協力金を交付します。
3. 機構集積支援事業 2,782（2,782）百万円
遊休農地の所有者の利用意向調査等を支援します。

補助率：定額（1の農地中間管理機構の事業費については定率補助と農地集積奨励金の2本立てで、実質的な国庫負担は機構の貸付率（機構の貸付面積/借受面積）によって変動し、70%～95%）等

事業実施主体：都道府県（基金造成）、民間団体、農業委員会等

(関連対策)

1. 農地の大区画化等の推進<公共> (農業農村整備事業で実施)
108,932(106,425)百万円
(平成26年度補正予算 4,725百万円)

農地中間管理機構による農地の借受け・貸付けとの連携等により、農地の大区画化・汎用化等を推進します。

2. 農地耕作条件改善事業 [新規] 10,000(一)百万円

農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域において、畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の農地整備を機動的に行う取組を支援します。

3. 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

(所要額) 1,742(1,940)百万円
(平成26年度補正予算との合計 1,942百万円)

荒廃した耕作放棄地を再生利用するための雑草・雑木除去や土づくり等の取組を支援します。

4. 人・農地問題解決加速化支援事業 363(728)百万円
(平成26年度補正予算との合計 672百万円)

人・農地プランについての継続的な話し合いと見直しを行うための活動等に対して支援します。また、人・農地プランの見直しや、集落営農の組織化・法人化、新規就農者の定着のための経営・技術指導等を効率的・効果的に進められるよう、普及指導員のOB等のノウハウを活用した地域連携推進員の活動を支援します。

お問い合わせ先：

1、2の事業	経営局農地政策課	(03-6744-2151)
3の事業	経営局農地政策課	(03-6744-2152)
関連対策1、2の事業	農村振興局農地資源課	(03-6744-2208)
3の事業	農村振興局農村計画課	(03-6744-2442)
4の事業	経営局経営政策課	(03-6744-0576)

農地中間管理機構関連予算の概要

【平成27年度予算概算決定額：190億円】
 (平成26年度補正予算との合計：390億円)

機構への農地の出し手に対する支援 (機構集積協力金)

【90億円】

(平成26年度補正予算との合計 290億円)

(1) 地域に対する支援

(28億円)

(平成26年度補正予算との合計 92億円)

機構にまとめた農地を貸し付ける
 地域に対する支援 (地域集積協力金)
 ・ 地域内の農地のうち機構への貸付割合に応じ、地域に交付金を交付

[機構への貸付割合] [交付単価]
 2割超5割以下：2.0万円/10a
 5割超8割以下：2.8万円/10a
 8割超：3.6万円/10a

(2) 個々の出し手に対する支援

① 経営転換・リタイアする場合の支援
 (経営転換協力金) (35億円)

(平成26年度補正予算との合計 109億円)

[機構への貸付面積] [交付単価]
 0.5ha以下：30万円/戸
 0.5ha超2.0ha以下：50万円/戸
 2.0ha超：70万円/戸

② 農地の集積・集約化に協力する場合
 の支援 (耕作者集積協力金)

(26億円)

(平成26年度補正予算との合計 86億円)

[交付単価] 2.0万円/10a

農地中間管理機構の業務に対する支援 (農地中間管理機構事業)

【72億円】

(1) 事務費

機構の運営・業務委託に必要な経費
 [定額補助]

(2) 事業費

- ① 農地の賃料
- ② 農地の管理・保全に要する経費
 (土地改良の負担金を含む)

・ 定率補助と農地集積奨励金の2本立て
 ・ 農地集積奨励金は、機構における農地の滞留を防止し、担い手への集積・集約化を推進するインセンティブとなるよう、貸付率（機構の貸付面積／機構の借受面積）に応じて段階的に増加するスキーム
 ・ 実質的な国庫負担は、最大で90%
 (28年度まで95%)

(3) その他〔資金の借入れに対する利子補給〕

- ① 簡易整備費等
- ② 農地の買入に係る経費

農地集積・集約化の基礎業務への支援 (機構集積支援事業)

【28億円】

遊休農地の所有者の利用意向
 調査等を支援

2 農地耕作条件改善事業[新規]

【10,000(一)百万円】

対策のポイント

農業の競争力強化に向けて、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を加速するため、区画拡大や暗渠排水等の耕作条件の改善を機動的に進める必要があります。

<背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進することが重要です。
- ・農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を加速するため、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、農業者の自力施工も活用し、安価かつ迅速に推進するなど、耕作条件の改善を機動的に進める必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 基盤整備実施地区の対象農地の耕地利用率108%以上（平成27年度）

<主要内容>

1. 整備済み農地の簡易な整備

農業者の自力施工も活用した農地の区画拡大や暗渠管の設置といった簡易な整備を実施します。

- (1) 農地（田・畑）の簡易な区画拡大：10万円/10a
(水路の管水路化等を伴う場合、20万円/10a)
 - (2) 標準的な暗渠排水（本暗渠管の間隔10m以下）：15万円/10a
 - (3) 湧水処理：15万円/100m
 - (4) 末端の畑地かんがい施設整備：20万円/10a（樹園地の場合30万円/10a） 等
- ※ 中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、定額助成の単価を2割加算

2. きめ細かな基盤整備

農地・農業水利施設の整備等をきめ細かく実施します。

※ 事業の特徴

- (1) 事業実施区域は、農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域
- (2) 事業実施年度に入ってから採択申請が可能（複数回受付）、農地中間管理機構から国への直接申請も可能

（ 補助率：1については定額、2については1／2等
事業実施主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区等 ）

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 （03-6744-2208）]

農地耕作条件改善事業（新規）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進することが重要。
- 農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を加速するため、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、農業者の自力施工も活用し、安価かつ迅速に推進するなど、耕作条件の改善を機動的に進めることが必要。

1. 事業内容



営農が一段落ついたし、すぐに規模の拡大を検討したい！



今年中に農地の整備をやりたいけど、今からでは申請が間に合わないかも？

耕作条件の改善
を機動的に実施
する必要！

事業実施年度に入ってから
の採択申請が可能！
（複数回受付）



農地中間管理機構から
国への直接申請も可能！

農地中間管理
機構による
担い手への農
地の集積・集約
化を加速

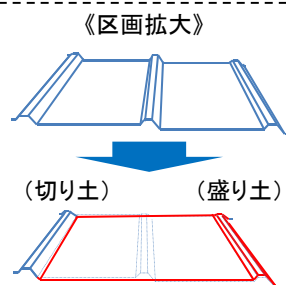
①定額助成

畦畔除去等による田・畑の区画拡大等の整備

- ・区画拡大 10万円/10a
- ・暗渠排水 15万円/10a 等

②定率助成

農地・農業水利施設の整備 等



農地中間管理機構に相談することで、簡単な基盤整備をすぐに実施することができたわ！

耕作条件が改善された隣の農地を借りることで、規模の拡大ができたわ！



2. 実施要件

- ① 農地中間管理機構による農地の集積を行う地域（農振農用地のうち、農地中間管理事業の重点実施区域）
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上

3. 実施主体

- ・農地中間管理機構
- ・都道府県、市町村
- ・土地改良区、農業協同組合 等

3 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

【(所要額) 1,742(1,940)百万円】
(平成26年度補正予算との合計 1,942百万円)

対策のポイント

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行等の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・農地は食料の安定供給にとって不可欠な資源ですが、農業者の高齢化の進行等により耕作放棄地が年々増加しています。
- ・こうした中で、我が国の食料供給力を強化していくためには、農地制度の適切な運用を行うとともに、荒廃した耕作放棄地を再生利用する取組を地方公共団体、農業団体等が一丸となって進めていく必要があります。

政策目標

農用地区域を中心として、荒廃した耕作放棄地を解消
(平成27年度において1.2万haの解消)

<主な内容>

1. 耕作放棄地を再生利用する活動への支援

荒廃した耕作放棄地の再生作業(雑草・雑木の除去等)、土づくり、再生農地への作物の導入、加工品試作及び試験販売等の取組を支援します。併せて、中心経営体に集約化(面的集積)する場合は、再生作業(定額)の助成単価を2割加算します。

2. 施設等の整備への支援

耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備(用排水施設の整備等)や農業用機械・施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援します。

3. 附帯事業への支援

引き受け手と受け入れ地域のマッチング、農地利用調整等を支援します。

補助率：定額(再生作業5万円/10a等)、1/2以内等
事業実施主体：耕作放棄地対策協議会

[お問い合わせ先：農村振興局農村計画課 (03-6744-2442)]

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の概要

事業の内容

- 1. 事業概要** 荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農地中間管理機構、農業者組織、農業へ参入する法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援。
- 2. 実施主体** 耕作放棄地対策協議会（都道府県協議会・地域協議会）
（※地方公共団体、農業団体等により構成）

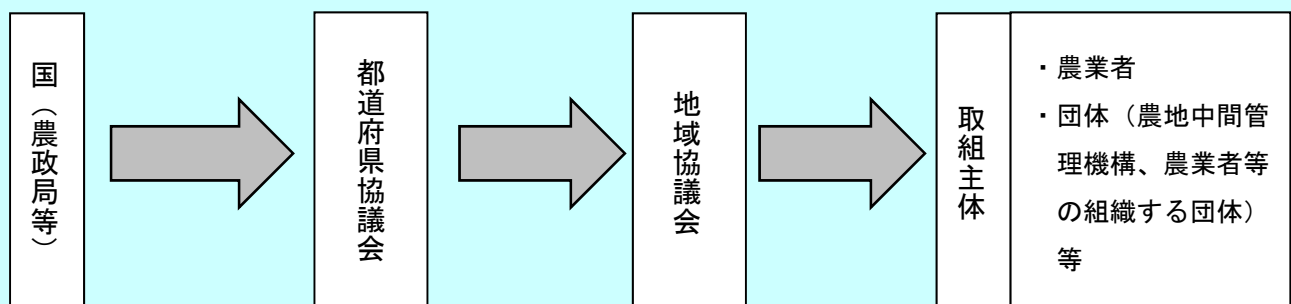
【事業メニュー】

- ① 耕作放棄地を再生利用する活動への支援**
 - ア 再生作業（雑草・雑木の除去等）及び土づくり（肥料、有機質資材の投入等）
 - ・ 定額支援【5万円/10a※】（重機を用いて行う場合等【1/2以内等】）
 - ※ 再生作業に併せて中心経営体に集約化（面的集積）する場合、助成単価を2割加算
 - ・ 土づくり（2年目に必要な場合のみ）【2.5万円/10a】
 - イ 営農定着（再生農地への作物の導入等）【2.5万円/10a】
 - ウ 経営展開（試験販売、実証ほ場の設置・運営等）【定額】
- ② 施設等の整備への支援**
 - ・ 基盤整備（用排水施設の整備等）、乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農業体験施設（市民農園等）、農業用機械・施設の整備【1/2以内等】
 - ・ 小規模基盤整備【2.5万円/10a】
- ③ 附帯事業への支援【定額】**
 - ・ 広域利用調整：都道府県域を越えて行う農地利用調整活動への支援
 - ・ 交付金執行事務：交付事務、地域における農地利用調整、普及啓発活動等への支援

◇戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外（市街化区域は除く）における取組についても支援対象



【交付金の流れ】



4 新規就農・経営継承総合支援事業

【19,479(21,784)百万円】
(平成26年度補正予算との合計 25,292百万円)

対策のポイント

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農業は、基幹的農業従事者の平均年齢が66.5歳（平成25年）と高齢化が進展しています。
- ・持続可能な力強い農業を実現するには、現在の年間1万人程度の青年新規就農者数（定着ベース）を2万人の水準に向上させていくことが必要です。
- ・新規就農し定着する青年農業者を倍増するため、新規就農のための支援策を総合的に講じる必要があります。

政策目標

青年新規就農者を毎年2万人定着させ、10年後（平成35年まで）に40代以下の農業従事者を約40万人に拡大

<主な内容>

1. 青年就農給付金事業 12,245(14,717)百万円
(平成26年度補正予算との合計 17,246百万円)

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、青年新規就農者・経営継承者に対して就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金を給付します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体

2. 農の雇用事業 6,734(6,551)百万円
(平成26年度補正予算との合計 7,545百万円)

青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修等に対して支援するとともに、雇用した新規就業者の新たな法人設立・独立に向けた研修を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

3. 農業者育成支援事業 501(516)百万円

今後の地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くするとともに、農業界を牽引するトッププロを育成するため、高度な経営力、地域リーダーとしての人間力等を養成する高度な農業経営者育成教育機関等を支援します。

また、就農希望者等に対する全国的な求人情報等の提供や就農相談、就農前の短期就業体験（インターンシップ）の実施を支援します。

補助率：定額、1/2
事業実施主体：都道府県、民間団体

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-3502-6469)]

新規就農・経営継承対策の全体像

新規就農・経営継承総合支援事業平成27年度予算概算決定額【195(218)億円】

(平成26年度補正予算との合計【253億円】)

	就農準備 (高校卒業後を支援)	就農開始		経営確立
		法人正職員としての就業	独立・自営就農	
所得の確保 最低賃金 (約820円×1800時間) の確保 ①+②+③ 合計 248億円 【27予算】190(213)億円 【26補正】58億円 ・青年就農給付金 172億円 【27予算】122(147)億円 【26補正】50億円 ・農の雇用事業 75億円 【27予算】67(66)億円 【26補正】8億円	青年就農給付金(準備型) ① ・県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について、 <u>年間150万円を最長2年間給付</u> ○研修終了後1年以内に就農しなかった場合、給付期間の1.5倍(最低2年)以上就農を継続しない場合は全額返還 ○研修終了後1年以内に親元就農する者も対象とするが、5年以内に経営を継承するか又は共同経営者にならない場合は全額返還	法人正職員として最低賃金以上を確保 法人側に対して農の雇用事業 ③ 1)法人に就職した青年に対する研修経費として <u>年間最大120万円を助成(最長2年間)</u> 2)雇用した新規就業者の新たな法人設立・独立に向けた研修に必要な経費を助成 (年間最大120万円、最長4年間、ただし3年目以降は最大60万円)	青年就農給付金(経営開始型)② ・人・農地プラン(東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。)に位置付けられている(又は位置づけられると見込まれる)原則45歳未満の認定新規就農者等※ について、 <u>年間最大150万円を最長5年間給付</u> ○市町村等が適切な就農をしていないと判断した場合は打ち切り ※親からの経営継承(親元就農から5年以内)や親の経営から独立した部門経営を行う場合も対象 ※ <u>農地は親族からの貸借が主であっても対象とするが、5年間の給付期間中に所有権移転しない場合は全額返還</u> ※ <u>平成27年度(平成26年度補正予算を含む)の新規給付対象者から、前年の所得に応じて給付金額を変動</u>	農業法人等の次世代経営者の育成(農の雇用事業) 法人の職員を法人の次世代経営者として育成していくために先進的な農業法人・異業種の法人へ研修派遣する経費を助成(月最大10万円、最長2年間) トッププロを目指す経営者育成のための助成
技術・経営力の習得	農業経営者育成教育のレベルアップのための助成		青年等就農資金(無利子) 経営体育成支援事業	スーパーL資金
機械・施設の導入 経営の複合化、多角化等に必要な物を含む				
農地の確保 就農相談等	就農しようとする市町村等とよく相談し、人・農地プランに位置付けてもらい、 ・農地利用の目途をつける ・法人正職員としての就業の内定をもらうなどの事前準備を支援。	が新規就農・経営継承総合支援事業で実施する内容		

所得に応じた給付金額の変動【青年就農給付金（経営開始型）】

- ・ 給付金額を5年間一律150万円としながら、前年の所得が250万円を超えた場合は給付停止とする現行の仕組みを改め、前年の所得に応じて給付金額を変動させ、所得向上に伴って給付金と所得の合計額が増加する仕組みを導入することにより、新規就農者の経営発展に向けた取組を促進。

給付金額変動の仕組みの概要

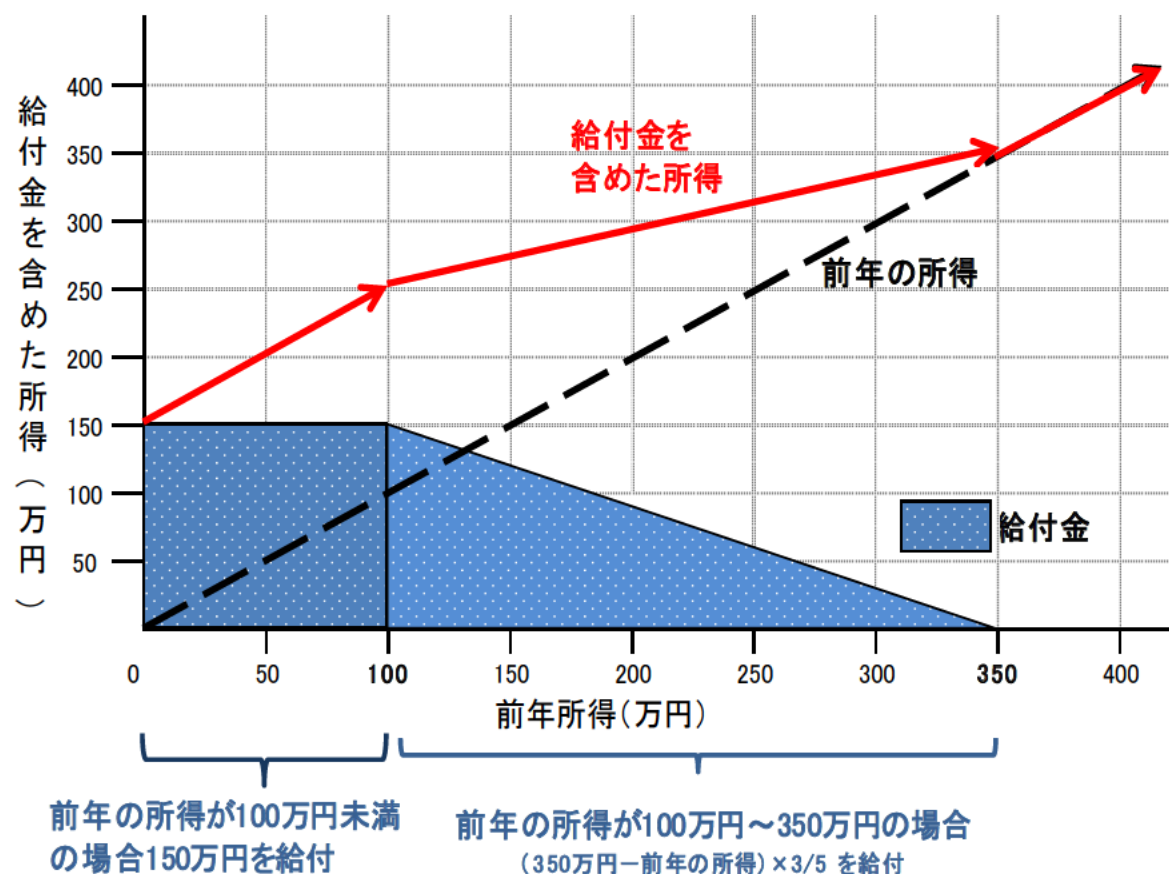
- 1 前年の所得が100万円未満
→ 給付金額は150万円/年
- 2 前年の所得が100万円以上350万円未満
→ 給付金額は変動

$$\text{給付金額} = (350\text{万円} - \text{前年の所得}) \times 3/5$$

例：前年の所得が150万円の場合、翌年の給付金額は
 $(350 - 150) \times 3/5 = 120\text{万円}$

※ 平成27年度（平成26年度補正予算を含む）
の新規給付対象者から適用

※ 経営開始1年目は150万円/年



5 担い手経営発展支援事業

【452（461）百万円】

（平成26年度補正予算との合計 761百万円）

— 対策のポイント —

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の大宗を占め、それらの経営体が安定的に経営発展していけるよう集落営農の組織化・農業経営の法人化を促すとともに、担い手の円滑な経営継承等を促進します。

<背景／課題>

- ・担い手が安定的に経営発展していけるよう集落営農の組織化や農業経営の法人化を促すとともに経営改善に向けた自己チェック等を定着させる必要があります。
- ・担い手の農地利用割合を高めていくためには、既に担い手に集積されている農地を確実に次世代の担い手に円滑に継承していくことが不可欠です。

— 政策目標 —

- 今後10年間（平成35年まで）で、法人経営体数を5万法人に増加
- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 集落営農の組織化・農業経営の法人化等の支援 303（440）百万円
（平成26年度補正予算との合計 612百万円）

集落営農の組織化（定額20万円）及び集落営農・複数個別経営の法人化（定額40万円）等の取組を支援します。

また、法人経営に必要な労務・財務管理の研修等を支援します。

2. 経営指標による自己チェックの促進 18（20）百万円

農業者が「新たな農業経営指標」を活用して、経営改善に必要な取組の実施状況や経営データの自己点検を行うことのできる経営改善実践システムの運用を行います。

3. 担い手の経営継承円滑化支援 131（－）百万円

経営継承に関する普及・啓発を行うとともに、専門家による相談・指導体制を整備することにより、担い手の経営継承の円滑化を図ります。

〔委託費、補助率：定額、1／2〕
〔委託先、事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体〕

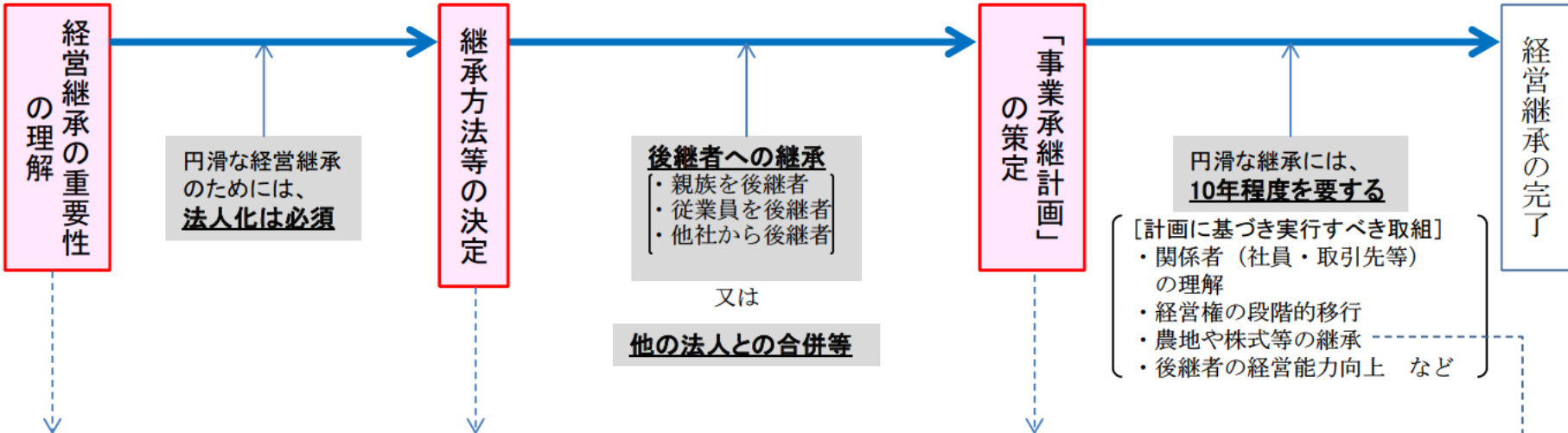
[お問い合わせ先：経営局経営政策課 （03－6744－0577）]

担い手の経営継承の円滑化

背景

担い手の農地利用割合を高めていくためには、新たな集積を進めるだけでなく、既に担い手に集積されている農地を確実に次世代の担い手に継承していくことが不可欠。

経営継承の進め方



関連する施策

① 経営継承の重要性の理解	② 継承方法等の決定	③ 「事業承継計画」の策定と実行
認定農業者制度の活用 ・経営者の「経営改善計画」に経営継承の項目を追加 ・経営指標による自己チェックで経営継承の準備状況をフォローアップ		
専門家による相談・指導体制の整備※ ・専門家による相談・助言・指導活動を通じた経営継承の課題の分析と整理 ・経営者等を対象とする研修・セミナーの開催		
・経営継承に関するマニュアルの作成・配布※ ・農業経営の法人化の支援 ※は平成27年度新規予算関連	・法人経営の合併等に関する税制特例 ・合併後の法人への繰越欠損金の継承が可能 ・合併後の法人への資産の簿価譲渡が可能 (いずれも法人税法で規定される適格合併が要件)	農地や株式等の継承に関連する施策 農地の継承 【相続人への継承の場合】 ・農地の相続税・贈与税の納税猶予制度 株式の継承 (経営権の集中) 【相続人への継承の場合】 ・株式の相続税・贈与税の納税猶予制度 ・経営承継円滑化法の民法特例 (生前贈与された株式を遺留分算定財産から除外) 資金調達 (自社株式や事業用資産の買取り等) ・スーパーL資金による融資 ・アグリビジネス投資育成会社等による出資

※は平成27年度新規予算関連

6 経営体育成支援事業

【3, 205 (4, 525) 百万円】

(平成26年度補正予算との合計 8, 209 百万円)

対策のポイント

地域の中心経営体等（重大な気象災害による被災農業者を含む。）に対し、農業用機械等の導入を支援します。

<背景／課題>

- ・地域農業の発展を図っていくためには、担い手の経営発展を支援していくことが重要です。

- ・また、重大な気象災害※により被災した農業者の経営再開を支援する必要があります。

※ 重大な気象災害とは、過去に例のないような気象災害や激甚災害指定されるような甚大な気象災害をいう。

政策目標

地域の「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体等の育成

<主な内容>

経営体の育成・確保を推進するため農業用機械、施設の導入を支援します。

1. 融資主体補助型

中心経営体等（農地中間管理機構から貸借権の設定等を受けた者や重大な気象災害による被災農業者等）が融資等を受け、農業用機械等を導入する際、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援します。

併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増しによる金融機関への債務保証（経営体の信用保証）を支援します。

〔補助率：融資残額（事業費の3／10以内）、定額
事業実施主体：市町村〕

2. 条件不利地域補助型

経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体を育成するため、共同利用機械等の導入を支援します。

〔補助率：1／2以内（4,000万円上限）
事業実施主体：市町村〕

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-6744-2148)]

7 担い手への金融支援事業 (スーパーL資金の金利負担軽減措置)

【農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 7, 261 (7, 734) 百万円の内数】

対策のポイント

スーパーL資金の金利負担軽減措置を実施し、規模拡大等に意欲的に取り組む農業者を金融面から強力に支援します。

<背景／課題>

農業者の高齢化、耕作放棄地の増加などで、地域農業の5年後、10年後の展望が描けない地域が多数存在している中で、各地域が抱える「人と農地の問題」の解決に向け、経営規模の拡大等に意欲的に取り組む農業者の経営を支えることが重要です。

政策目標

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<主な内容>

人・農地プランの中心経営体等として位置付けられた認定農業者が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じます。

1. 対象者

人・農地プランの中心経営体等として位置付けられた認定農業者

2. 借入条件等

(1) 対象資金

スーパーL資金

(2) 借入限度額

個人： 3億円 (複数部門経営等は6億円)

法人： 10億円 (常時従事者数に応じ20億円)

(3) 償還期限

25年以内 (うち据置期間10年以内)

(4) 27年度融資枠

1,000 (1,000) 億円

(5) 金利負担軽減措置

貸付当初5年間実質無利子化

3. 事業実施主体

民間団体

<取扱融資機関>

株式会社日本政策金融公庫 (沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

[お問い合わせ先：経営局金融調整課 (03-6744-2165)]

8 農業共済関係事業（農業災害補償制度）

【89, 023（89, 136）百万円】

対策のポイント

農業災害補償法に基づき、農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を、保険の手法により補填し、農業経営の安定を図ります。

<背景／課題>

- ・我が国の農業は、風水害、冷害等種々の農業災害にしばしば見舞われ、広い地域にわたり甚大な被害を受けやすいという宿命を有しています。
- ・このため、被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填することで、農業経営の安定を図り、国民に対して食料を安定的に供給することは国の重大な責務です。

政策目標

共済金の早期支払を通じた被災農業者の経営の安定を確保
（水稻、麦は、共済金が年内に支払われた農業者数の割合、その他の品目（果樹、畑作物）は、共済金の支払に係る国などの事務を30日以内に行う割合を100%とする。）

<主な内容>

1. 共済掛金国庫負担金 50, 110（50, 110）百万円
農業者が支払うべき共済掛金の約1／2を国庫が負担します。

補助率：1／2
補助率1／2以外のもの
農作物共済（麦）：50～55%
家畜共済（豚）：40%
畑作物共済（蚕繭以外）：55%
事業実施主体：農業共済団体等

2. 農業共済事業事務費負担金 38, 425（38, 525）百万円
農業共済事業の実務を担う農業共済団体に対し、事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費、庁費等）を負担します。

補助率：定額
事業実施主体：農業共済団体

お問い合わせ先：
1の事業 経営局保険課 (03-3502-7337)
2の事業 経営局保険監理官 (03-3591-5009)

9 女性の活躍推進

対策のポイント

農林水産省の施策において、地域計画づくりへの女性参画の要件化や女性による事業活用の促進等により、女性の能力が発揮されるよう支援します。

<背景／課題>

- ・女性 は、農林水産業と地域の活性化において重要な役割を果たし、6次産業化等の担い手としても大きく期待されており、農林水産業の成長産業化へ向けて、**その能力が一層発揮されるよう支援**していくことが必要です。
- ・政府が「女性が輝く社会づくり」を目指して平成26年8月に決定した「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を踏まえ、女性農林漁業者による事業活用の促進等を通じて**女性の活躍を推進**することが求められています。

政策目標

女性農林漁業者の活躍の推進

<主な内容>

1. 「人・農地プラン」の企画・立案段階からの女性の参画促進

担い手や地域農業のあり方等を定めた「人・農地プラン」の検討に当たって、女性が概ね3割以上参画することとします。

2. 地域農業の活性化などにチャレンジする女性への支援

45, 140百万円の内数

女性による活用が望まれる経営体向け補助事業について、女性農林漁業者のネットワーク等を通じて周知徹底を図るとともに、女性や女性グループが積極的に採択されるよう配慮します。

【主な事業】

○ 輝く女性農業経営者育成事業

120（76）百万円

次世代リーダーとなる女性農業経営者の育成及び農業で新たにチャレンジを行う女性のビジネス発展を支援します。

また、「農業女子プロジェクト」等を通じた女性農業経営者の取組の発信や地域ネットワークを強化するとともに、女性の活躍推進に取り組む農業法人等を認定・表彰し、女性が活躍する先進的取組を全国に広げます。

○ 経営体育成支援事業

3, 205百万円の内数

女性農業者グループも含め、担い手が農業用機械等の導入を通じた経営改善に向けた取組を支援します。

○ 6次産業化支援対策

2, 684百万円の内数

女性や女性グループが6次産業化ネットワークのメンバーとなって、女性の視点を活かして実施する新商品開発や販路開拓等の取組を支援します。

※ この他の事業においても、女性の取組促進に配慮した措置を講じます。（次ページ参照）

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 （03-3502-6600）]

チャレンジする女性への支援のための施策

総額 45,140百万円の内数

女性農林漁業者の活躍推進を支援するもの

事業名	事業内容	概算決定額
輝く女性農業経営者育成事業	次世代リーダーとなりうる女性経営者の育成及び農業で新たなチャレンジを行う女性の経営発展を支援し、女性の活躍を発信。	120百万円
「緑の雇用」現場技能者育成対策事業のうち女性林業者等定着支援	女性林業者の定着を支援するため、女性林業グループ等を対象に全国レベルの交流会や優良活動事例等の情報提供を実施。	5,683百万円の内数
沿岸漁業リーダー・女性育成支援事業	漁村の女性の資質向上のための研修・情報交換等を実施。また、漁村の女性を取り組む漁獲物の加工・販売や漁村コミュニティにおける様々な活動を支援。	33百万円の内数

女性農業者等が積極的に採択されるよう配慮等するもの

女性農業者等が事業に応募した場合等に、採択ポイントの加算や要件緩和を行うもの

事業名	事業内容	概算決定額
経営体育成支援事業	担い手の育成・確保を図るために必要な農業用機械等の整備を支援。 〔 農業経営の多角化等に取り組む女性を含む団体等も助成対象。 〕	3,205百万円の内数
強い農業づくり交付金	国産農産物の安定供給・輸出拡大のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援。 〔 女性が活躍しやすい部門である農産物加工に必要な施設整備については、女性が主体の取組の場合に、面積と下限事業費の要件緩和。 〕	23,085百万円の内数

女性の活躍推進に資する環境整備等を支援するもの

6次産業化支援対策	6次産業化ネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓等を支援。 〔 女性や女性グループが6次産業化ネットワークのメンバーとなって、女性の視点を活かして実施する新商品開発や販路開拓等の取組を支援。 〕	2,684百万円の内数
産地活性化総合対策事業のうち生産システム革新推進事業のうち農作業安全・高度な栽培技術確立事業	ICT機器を活用した栽培技術確立するための実証や、リスクアセスメントに基づく農作業時の安全確保技術の確立を支援。 〔 農業技術の継承・共有に必要なICT機器を活用した実証や、農作業時における事故を未然に防ぐ安全確保技術の確立を通じて、女性が農業に取り組みやすくなる環境整備を支援。 〕	190百万円の内数
都市農村共生・対流総合対策交付金	農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動を支援。 〔 「食」を活かしたグリーン・ツーリズムなど、女性が中心となった都市と農山漁村の共生・対流につながる取組（地元食材を活用した新商品の開発・販売、農家レストラン、農家民宿等）を支援。 〕	2,000百万円の内数
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を支援。 〔 女性等の農林漁業経営、地域文化の伝承等能力発揮や地域住民の活動促進に必要な施設及び付帯施設整備（地域住民活動支援促進施設）を支援。（計画申請時に、女性の参画促進に向けた取組方針又は取組の有無を確認） 〕	6,150百万円の内数
強い水産業づくり交付金（産地水産業強化支援事業）	産地における水産業の強化に必要な施設等の整備を支援。 〔 女性等の活動支援のため、子供待機室、調理実習室、会議室等により構成される「女性等活動拠点施設」の整備を支援。 〕	1,990百万円の内数

関連対策（女性農業者等の参画に配慮）

- 人・農地問題解決加速化支援事業（人・農地プランの見直し支援事業）
人・農地プランの検討に当たって、検討会のメンバーの概ね3割以上は女性で構成することが要件。
- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
事業の活動内容を審査する地域協議会に女性が参画すること等が要件。

輝く女性農業経営者育成事業（拡充）【平成27年度予算概算決定額：120（76）百万円】

次世代リーダー支援 【40（49）百万円】

消費者への直接販売や商談会出展の機会の提供等を通じて、我が国の女性農業経営者の次世代リーダーを育成。

地域女性発展支援 【20（27）百万円】

地域における女性農業者の人材の掘り起こしや、ビジネススキルの研修等を通じて、地域における女性農業者の新ビジネス展開に向けた意欲の向上と能力の発揮を促進。

女性農業経営者の ネットワーク促進と活躍推進 【60（-）百万円】

- (1) 女性農業経営者の取組の発信強化と地域ネットワーク強化
31（-）百万円
 - ・女性農業経営者の活躍を社会全体に伝え、将来的には職業として農業を選択する女性の増加を図ることを目指す「農業女子プロジェクト」の取組を広く社会に発信。
 - ・「農業女子プロジェクト」の地域における展開を拡大し、地域農業の活性化に向けて、女性農業経営者の取組を促進。
- (2) 女性の活躍推進に取組む農業法人等への支援
29（-）百万円
 - ・女性農業者の活躍推進に取り組んでいる農業法人・農業経営体を「農業の未来をつくる法人・経営体100選」（仮称）として認定・表彰。
 - ・認定を受けた農業法人・経営体の経営者、農業女子メンバー等による啓発セミナーを各地域で開催することにより、女性が活躍する先進的取組を全国に拡大。

女性農業経営者の活躍

- 女性農業経営者の能力を最大限に活かすことを通じた、農業の成長産業化
- 女性農業経営者の収益力向上
- 新規就農者に占める女性の割合の拡大

10 経営所得安定対策

【410,630(395,119)百万円】

対策のポイント

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）について、27年産からは、認定農業者、集落営農に認定新規就農者を加え、いずれも規模要件を課さないこととし、担い手が幅広く参加できるようにします。

<背景/課題>

- ・諸外国との生産条件格差から生ずる不利がある畑作物は、コスト割れの補填が必要です。
- ・また、米・畑作物は、農産物価格下落が担い手の経営に及ぼす影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者抛出に基づくセーフティーネットが必要です。

政策目標

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

<主な内容>

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）207,190(209,268)百万円

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

（1）交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件は課しません）

（2）対象作物

麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

（3）交付単価

① 数量払

全算入生産費をベースに算定した標準的な生産費と標準的な販売価格との差額分を単位重量当たりの単価で直接交付します。

また、麦・大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減を行います。

[平成27年度予算の概要]

＜小麦の品質区分と交付単価＞

(円／60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1 等				2 等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦	6,410	5,910	5,760	5,700	5,250	4,750	4,600	4,540

※ パン・中華麺用品種については、上記の単価に2,550円/60kgを加算。

＜大麦・はだか麦の品質区分と交付単価＞

(円／単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1 等				2 等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg)	5,190	4,770	4,650	4,600	4,330	3,910	3,780	3,730
六条大麦 (50kg)	5,860	5,440	5,310	5,260	4,830	4,410	4,290	4,240
はだか麦 (60kg)	7,650	7,150	7,000	6,910	6,080	5,580	5,430	5,350

＜大豆の品質区分と交付単価＞

(円／60kg)

品質区分 (等級)	1 等	2 等	3 等
普通大豆	12,520	11,830	11,150
特定加工用大豆	10,470		

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

＜てん菜の品質区分と交付単価＞

(円／t)

品質区分 (糖度)	(+0.1度ごと)	16.3度	(▲0.1度ごと)
てん菜	+62	7,260	▲62

＜でん粉原料用ばれいしょの品質区分と交付単価＞

(円／t)

品質区分 (でん粉含有率)	(+0.1%ごと)	19.5%	(▲0.1%ごと)
でん粉原料用ばれいしょ	+64	12,840	▲64

＜そばの品質区分と交付単価＞

(円／45kg)

品質区分 (等級)	1 等	2 等
そば	14,700	12,590

＜なたねの品質区分と交付単価＞

(円／60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ	その他の品種
なたね	9,850	9,110

＜参考：平均交付単価＞

小麦	6,320円／60kg
二条大麦	5,130円／50kg
六条大麦	5,490円／50kg
はだか麦	7,380円／60kg
大豆	11,660円／60kg

てん菜	7,260円／t
でん粉原料用ばれいしょ	12,840円／t
そば	13,030円／45kg
なたね	9,640円／60kg

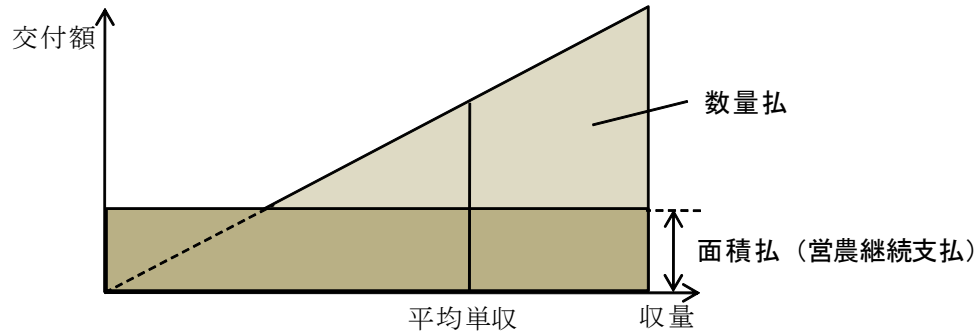
② 面積払（営農継続支払）

農地を農地として保全し営農を継続するために必要な経費が賄える水準を「営農継続支払」として、10a当たりの単価で直接交付します。

交付単価	:	20,000円	/	10a	（そばについては、13,000円 / 10a）
------	---	---------	---	-----	-------------------------

※ 面積払は、当年産の作付面積に基づいて支払います。

○ 数量払と面積払（営農継続支払）の関係



※ 面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みです。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

（所要額）80,213（75,136）百万円

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの26年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から、補填します。

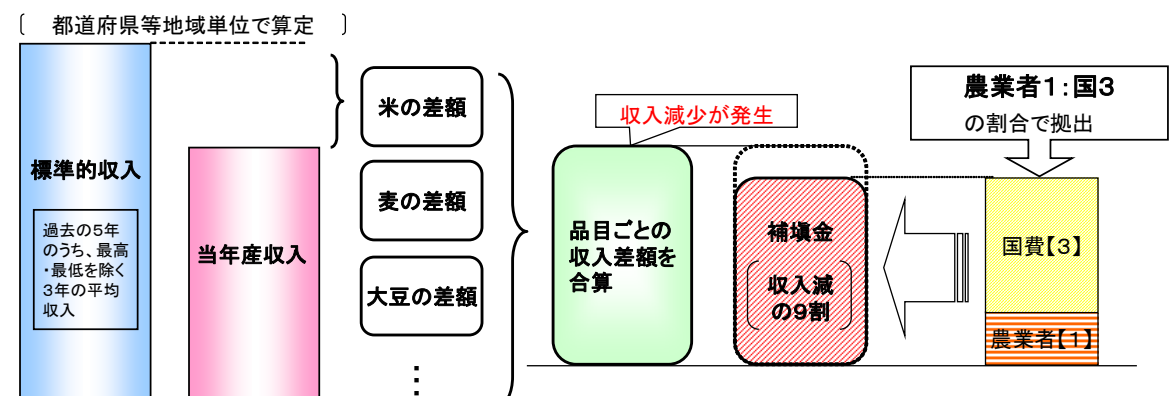
（1）交付対象者

26年産（27年度予算）は、認定農業者又は一定の要件を満たす集落営農のうち、一定の規模以上の者

（※ 27年産（28年度予算）からは、認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象とします（いずれも規模要件は課しません）。）

（2）交付単価

当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積み立てた積立金で補填します。国からの交付金は、農業者が積み立てた積立金の3倍が上限です。



3. 経過措置

(1) 収入減少影響緩和対策移行円滑化対策 38,532(一)百万円

(26年産に限り実施します。)

米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)非加入者に対する影響緩和対策として、26年産の米の直接支払交付金の交付対象者のうち、ナラシ対策に加入していない者に対して、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合には、国費分相当の5割を交付します(農業者の拠出は求めません)。

① 交付対象者

26年産の米の直接支払交付金の交付対象者のうち、米・畑作物の収入減少影響緩和対策に加入していない者

② 交付単価

26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合には、国費分相当の5割を交付します。

(2) 米の直接支払交付金 76,025(80,625)百万円

(激変緩和のための経過措置として、29年産までの時限措置として実施します。)

米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して交付金を直接交付します。

① 交付対象者

米の生産数量目標に従って、販売目的で生産(耕作)する「販売農家」、「集落営農」

② 交付単価

10a当たりの単価(全国一律)で直接交付します。交付対象面積は、主食用米の作付面積から一律10a控除して算定します。

交付単価	:	7,500円	/	10a
------	---	--------	---	-----

4. 直接支払推進事業等 8,670(9,089)百万円

システム運営など直接支払の運営に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、作付面積の確認等を行う都道府県、市町村等に対し必要な経費を助成します。

[お問い合わせ先: 経営局経営政策課 (03-3502-5601)]

○ 経営所得安定対策等の概要(平成27年度予算概算決定)

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

【2,072(2,093)億円】

【水田・畑地共通】

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象(規模要件は課しません)】

【数量払】

交付単価は品質に応じて増減

対象作物	平均交付単価
小麦【水田・畑地】	6,320円/60kg
二条大麦【水田・畑地】	5,130円/50kg
六条大麦【水田・畑地】	5,490円/50kg
はだか麦【水田・畑地】	7,380円/60kg
大豆【水田・畑地】	11,660円/60kg

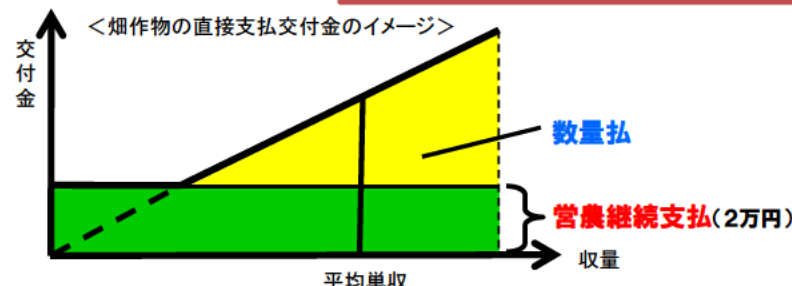
対象作物	平均交付単価
てん菜	7,260円/ t
でん粉原料用ばれいしょ	12,840円/ t
そば【水田・畑地】	13,030円/45kg
なたね【水田・畑地】	9,640円/60kg

注:小麦については、パン・中華麺用品種は、数量払に2,550円/60kgを加算

【面積払(営農継続支払)】

当年産の作付面積に基づき交付

2万円/10a(そばについては、1.3万円/10a)



水田活用の直接支払交付金

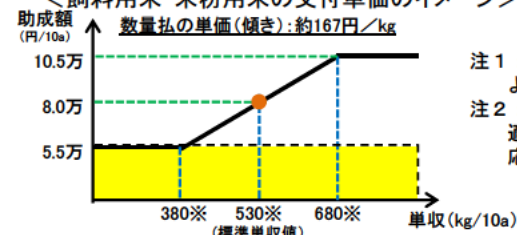
【2,770(2,770)億円】

【販売農家又は集落営農が対象】

【戦略作物助成】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a

＜飼料用米・米粉用米の交付単価のイメージ＞



注1:数量払による助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件

注2:※は全国平均の数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めている単収(配分単収)を適用

【二毛作助成】 1.5万円/10a 【耕畜連携助成】 1.3万円/10a

【産地交付金】

◇ 地域が策定する「水田フル活用ビジョン」に基づく、①水田における麦、大豆等の生産性向上等の取組、②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援

米の直接支払交付金

【760(806)億円】

7,500円/10a

【米の生産数量目標を守った販売農家又は集落営農が対象】

◇ 激変緩和のための経過措置として、29年度までの時限措置として実施

(30年度から廃止)

収入減少影響緩和対策移行円滑化対策

【385(―)億円】

【26年度産の米の直接支払交付金の交付対象者のうち、ナラシ対策に加入していない者が対象】

◇ 26年度産のナラシ対策で米の補填が行われる場合は、ナラシ対策の国費相当分の5割を交付(農業者の拠出は求めません)

◇ 26年度産に限り実施

米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)

【802(751)億円】

【26年度産(27年度予算)は、認定農業者又は集落営農で一定の経営規模を有すること等が要件】

【27年度産(28年度予算)からは、認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象

(規模要件は課しません)】

◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを対象に、収入額の合計が標準的収入額を下回った場合は、減収額の9割を補填(対策加入者と国が1対3の割合で拠出)

直接支払推進事業等

【87(91)億円】

◇ 対策の運営に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、作付面積の確認等を行う都道府県・市町村等に対して、必要な経費を助成等

11 水田活用の直接支払交付金

【277,026(277,026)百万円】

対策のポイント

食料自給率・自給力の向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進めるとともに、地域の特色のある魅力的な産品の産地づくりに向けた取組を支援することにより、水田のフル活用を図ります。

<背景／課題>

- ・国土が狭く、農地面積も限られている我が国において、国民の主食である米の安定供給、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を図るためには、我が国の農業を特徴づける生産資源である水田を最大限に有効活用することが重要です。
- ・このため、需要に即した主食用米の生産を進めつつ、飼料用米や加工用米といった多様な米の生産振興を図るとともに、小麦、大豆など固定的な需要がありながら、その多くを海外からの輸入に依存している品目について作付けを拡大していく等の取組を進めていく必要があります。

政策目標

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大
- 麦・大豆等の作付面積を拡大
- 飼料自給率の向上

<主な内容>

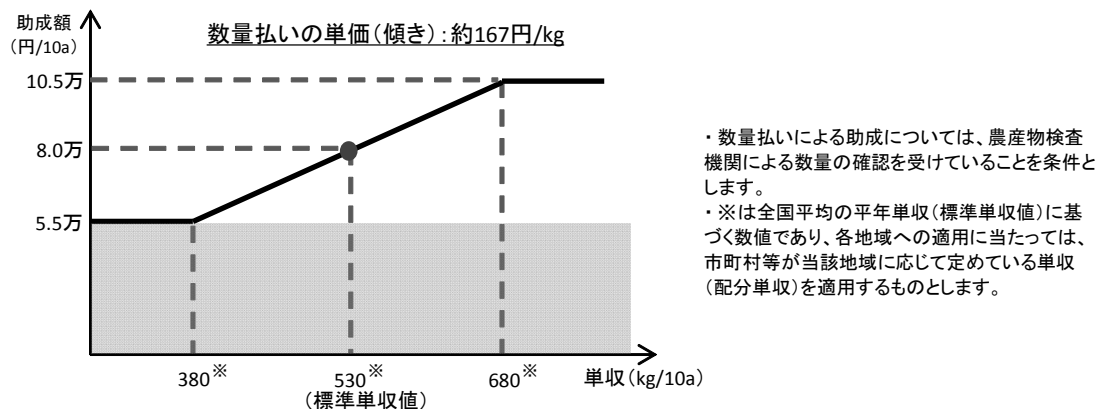
水田を活用して、麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対し、交付金を直接交付します。

(1) 交付単価

① 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000～105,000円/10a

○ 飼料用米、米粉用米の数量と交付単価の関係



[平成27年度予算の概要]

- ② **二毛作助成** 15,000円/10a
水田における主食用米と戦略作物助成の対象作物、又は戦略作物助成の対象作物
同士の組み合わせによる二毛作を支援します。

- ③ **耕畜連携助成** 13,000円/10a
耕畜連携の取組（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環）を支援します。

(2) **産地交付金** 80,365(80,365)百万円

地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、**麦・大豆を含む産地づくりに向けた取組を支援**します。

また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

対象作物	取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米	多収性専用品種への取組	12,000円/10a
加工用米	複数年契約（3年間）の取組	12,000円/10a
備蓄米	平成27年産政府備蓄米の買入入札における落札 ※平成23年度における県別優先枠として配分した6万tについては対象外。	7,500円/10a
そば、なたね	作付の取組	(基幹作) 20,000円/10a (二毛作) 15,000円/10a

なお、都道府県段階において**主食用米以外の生産拡大に向けた自主的な取組を促す**観点から、主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回ることとなる都道府県に対し、下記のとおり配分します。

- ① 配分単価
5,000円/10a
- ② 交付対象面積
都道府県単位で生産数量目標の面積換算値※から主食用米作付面積を控除して算定

※ 都道府県間調整を行った場合は、当該都道府県間調整後の生産数量目標の面積換算値を適用

[お問い合わせ先：生産局穀物課 (03-3597-0191)]

水田活用の直接支払交付金の概要

【平成27年度予算概算決定額： 277, 026(277, 026)百万円】

○ 水田で飼料用米、麦、大豆等を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図る。

【交付対象者】

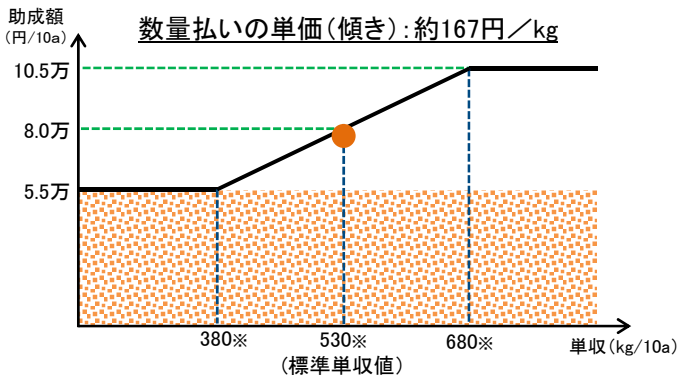
販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

【支援内容】

① 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円／10a
WCS用稲	8.0万円／10a
加工用米	2.0万円／10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 5.5万円～10.5万円/10a

＜飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ＞



注1：数量払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件
注2：※は全国平均の平年単収（標準単収値）に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めている単収（配分単収）を適用

② 二毛作助成 1.5万円／10a

（主食用米と戦略作物助成の対象作物、又は戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる二毛作を支援）

作付パターン(例)	交付金額(10a当たり)
主食用米 + 麦	(米の直接支払) + 1.5万円
麦 + 大豆	3.5万円 + 1.5万円
飼料用米 + 麦	5.5～10.5万円 + 1.5万円
米粉用米 + 飼料用米	5.5～10.5万円 + 1.5万円

③ 耕畜連携助成 1.3万円／10a

（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環の取組を支援）

④ 産地交付金

○ 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、麦・大豆を含む産地づくりに向けた取組を支援

○ また、地域の取組に応じて都道府県に対して配分

対象作物	取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米	多収性専用品種への取組	1.2万円/10a
加工用米	複数年契約(3年間)の取組	1.2万円/10a
備蓄米	平成27年産政府備蓄米の買入入札における落札	0.75万円/10a
そば、なたね	作付の取組	(基幹作)2.0万円/10a (二毛作)1.5万円/10a

なお、主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回ることとなる都道府県に対して配分(0.5万円/10a)

12 米穀周年供給・需要拡大支援事業〔新規〕

【5, 033（－）百万円】

対策のポイント

民間主導のコメの周年供給・需要拡大に対する取組を支援します。

＜背景／課題＞

- ・平成25年秋に決定された米政策の見直しを推進するためには、生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備する必要があります。
- ・このため、気象の影響等により必要が生じた場合には、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施する体制を構築していくことが必要です。

政策目標

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づいた、需要に応じた米の生産・販売の実現

＜主な内容＞

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します（値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外）。

1. 周年安定供給のための長期計画的な販売の取組

主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組

2. 輸出用向けの販売促進等の取組

主食用米を輸出向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組

3. 業務用向け等の販売促進等の取組

主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組

4. 非主食用への販売の取組

主食用米を非主食用へ販売する取組

補助率：定額、1／2以内

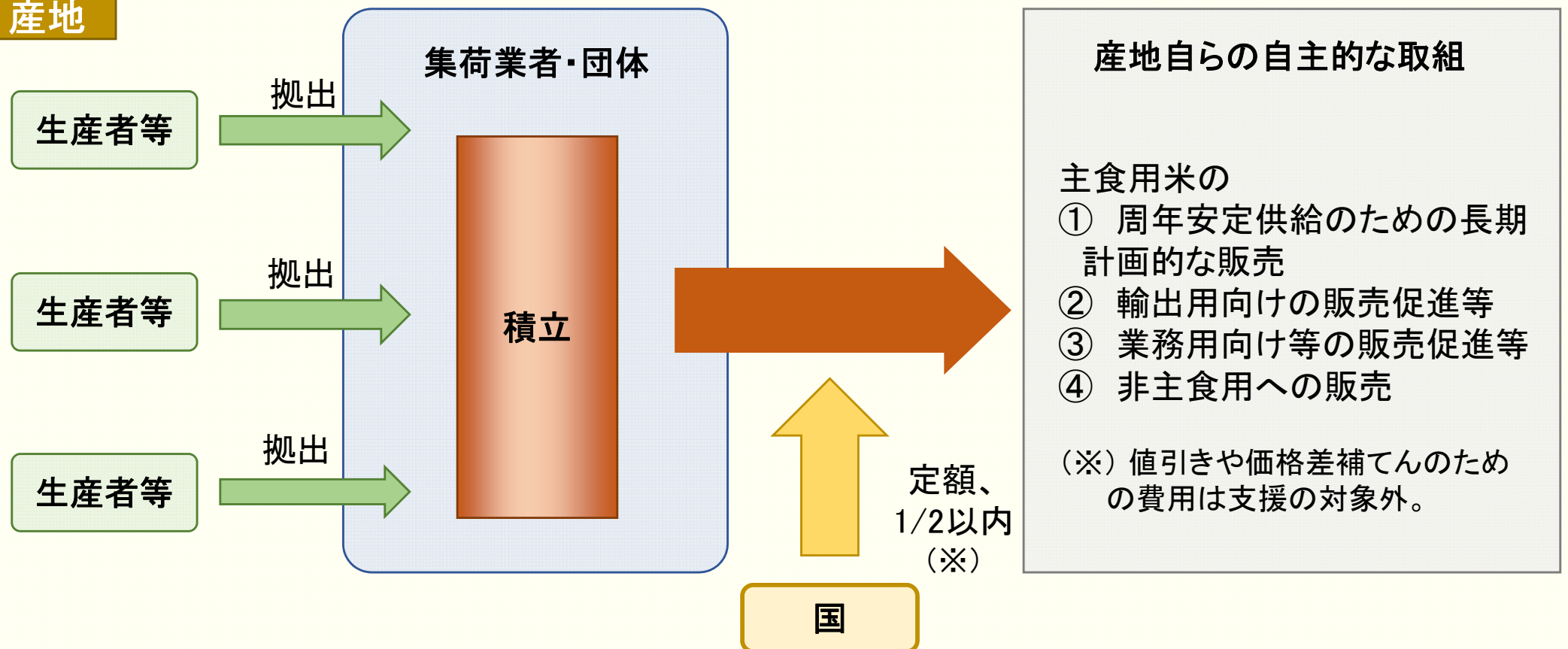
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：生産局農産企画課 （03－6738－8964）]

米穀周年供給・需要拡大支援事業

- 産地の自主的な取組により、需要に応じた生産・販売が行われる環境整備を図る観点から、気象の影響等により必要が生じた場合には、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施する体制を構築していくことが必要。
- あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に国も一定の支援。

産地



13 収入保険制度検討調査費

【456（321）百万円】

対策のポイント

農業経営の安定のための新たなセーフティネットとして、収入保険制度の導入に向けた検討を進めるための調査を行います。

＜背景／課題＞

- ・ 農業経営の安定を図るためのセーフティネットとしては、加入者の負担を前提とする保険の仕組みが有力な手法のひとつです。
- ・ 現行の農業共済は、自然災害等による収量減少を対象としており、価格低下は対象としていません。また、収量減少を把握することができることを前提としているため、対象品目が限定されており、農業経営全体をカバーしていません。
- ・ このため、農業経営全体に着目し、価格低下を含めた収入減少を補填する収入保険制度の導入に向け、調査・検討を進めていく必要があります。
- ・ なお、収入保険制度の導入のためには、過去のデータを踏まえた保険料・保険金等の水準設定や、制度の実施方法等につき十分な検討が必要です。

政策目標

農業経営全体の収入に着目した収入保険の導入

＜主な内容＞

農業経営の安定のための新たなセーフティネットとして、収入保険制度の導入に向けた調査を行います。

- ・ 保険料や保険金等の水準設定などに必要な過去の農業者の収入データの収集
- ・ 制度の実施方法等を検証するための事業化調査（フィージビリティスタディ）の実施 等

（ 委託費
委託先：民間団体等 ）

[お問い合わせ先：経営局保険課 （03-3502-7337）]

14 農業農村整備事業（公共）

【275, 265（268, 928）百万円】
（平成26年度補正予算 15, 751百万円）

対策のポイント

農業競争力強化のための農地の大区画化・汎用化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、ため池の管理体制の強化等を推進します。

<背景／課題>

- ・農業競争力強化を図るためには、担い手への農地の集積・集約化に向け、農地中間管理機構とも連携した農地の大区画化・汎用化や、水管理の省力化等を実現する新たな農業水利システムの構築等を推進する必要があります。
- ・国土強靱化を図るためには、地震・豪雨等の自然災害の激甚化や基幹的な農業水利施設の老朽化への対策を講ずる必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 国営造成施設における重要構造物の耐震設計・照査の実施率（約2割（平成23年度）→約6割（平成28年度））
- 基幹水利施設の機能診断済みの割合（約4割（平成22年度）→約7割（平成28年度））
- 決壊すると多大な影響を与えるため池のうち、ハザードマップ作成等ソフト対策を実施した割合（3割（平成24年度）→10割（平成32年度））

<主な内容>

1. 農業競争力強化対策

108, 932（106, 425）百万円
（平成26年度補正予算 4, 725百万円）

大区画化・汎用化等の基盤整備を実施し、農地中間管理機構とも連携した担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を推進します。また、草地基盤整備を実施し、離農農家の草地の円滑な継承を図ります。

パイプライン化やICTの導入等により、水管理の省力化と担い手の多様な水利用への対応を実現する新たな農業水利システムを構築し、農地集積の加速化を推進します。

2. 国土強靱化対策

166, 333（162, 503）百万円
（平成26年度補正予算 11, 026百万円）

基幹的な農業水利施設等の耐震診断やハザードマップの作成、耐震化工事、ため池の監視・管理体制の強化、農村地域の洪水被害防止対策等を実施します。

老朽化した農業水利施設の点検・診断の結果をデータベース化し、補修・更新等を適時・的確に実施します。

農業競争力強化基盤整備事業（1）	34, 074（32, 417）	百万円
農業基盤整備促進事業（1）	22, 520（22, 000）	百万円
農業水利施設保全合理化事業（1）	4, 461（4, 461）	百万円
水利施設整備事業（農地集積促進型）（1）	606（—）	百万円
国営農地再編整備事業（1）	22, 937（16, 920）	百万円
国営かんがい排水事業（1、2）	105, 333（116, 327）	百万円
農村地域防災減災事業（2）	28, 015（27, 368）	百万円
国営総合農地防災事業（2）	22, 813（16, 546）	百万円
水資源機構かんがい排水事業（2）	6, 926（6, 926）	百万円
国庫負担率・補助率：2／3、1／2等		
事業実施主体：国、都道府県等		

[お問い合わせ先：農村振興局設計課（03-3502-8695）]

農業農村整備事業

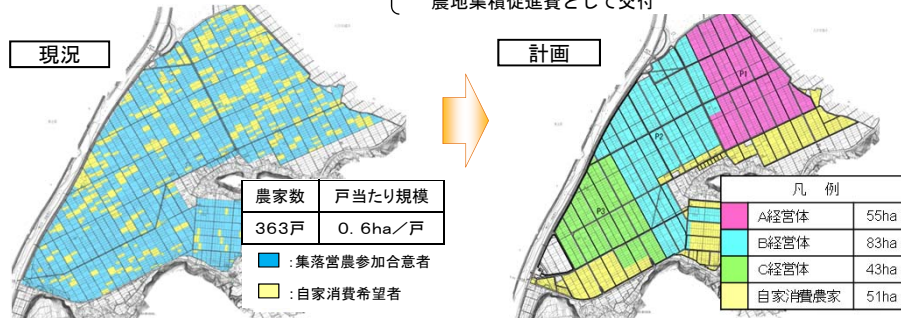
平成27年度予算概算決定額：275,265(268,928)百万円
(平成26年度補正予算：15,751百万円)

1. 農業競争力強化対策

○ **大区画化・汎用化等の基盤整備**を実施し、農地中間管理機構とも連携した担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を推進。

●地域全体の一体的な農地整備

【農業競争力強化基盤整備事業】
・地区の農地を集積・集約化した場合は事業費の最大12.5%を農地集積促進費として交付



○ **パイプライン化やICTの導入等により、水管理の省力化と担い手の多様な水利用への対応を実現する新たな農業水利システム**を構築し、農地集積の加速化を推進。

●新たな農業水利システム（イメージ）

【水利施設整備事業（農地集積促進型）【新規】】
・地区の農地を集積・集約化した場合は事業費の最大12.5%を農地集積促進費として交付



2. 国土強靱化対策

○ 基幹的な農業水利施設等の**耐震診断・耐震化、ため池一斉点検を踏まえたハード・ソフト対策**、農村地域の**洪水被害防止対策**等を実施。

●耐震診断



農道橋の点検・診断

●耐震化



耐震化前の農道橋



耐震化後の農道橋

●ため池一斉点検を踏まえた対策の実施



点検調査



堤体の改修



洪水吐の整備

●洪水被害防止対策



小学校

幹線道



ポンプ羽根車の設置



排水機場

○ 老朽化した農業水利施設の点検・診断の結果をデータベース化し、**補修・更新等を適時・的確**に実施。

●老朽化の進行



パイプラインの破裂



側壁が倒壊した水路

●農業水利施設の補修・更新



水路の機能診断



補修

15 森林整備事業・治山事業（公共）

【181, 856（181, 293）百万円】

（平成26年度補正予算 10, 501百万円）

対策のポイント

- ・ 施業の集約化を図り、間伐、路網整備等を推進するほか、森林吸収量の確保に向けた条件不利地等における間伐や低コスト造林を推進します。
- ・ 山地災害等の防止・軽減に向けた総合的な治山対策による「緑の国土強靱化」を推進します。

<背景／課題>

- ・ 我が国の豊富な森林資源を循環利用し、安定的な木材の供給体制の構築に資するとともに、地球温暖化防止対策としての森林吸収量3.5%の確保に向け、施業の集約化を図り、間伐、路網の整備等を推進する必要があります。
- ・ 集中豪雨・地震等による激甚な山地災害やシカ、病虫害等による森林被害が各地で頻発しており、国民の生命・財産を守るための治山対策等を推進する必要があります。

政策目標

- 森林吸収量の算入上限値3.5%（平成2年度比）の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）
- 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加（5.5万集落（平成25年度）→5.8万集落（平成30年度））

<主な内容>

1. 森林整備事業

120, 286（119, 723）百万円

（平成26年度補正予算 7, 406百万円）

- （1）施業の集約化を図り、間伐やこれと一体となった路網の整備、主伐後の再造林等を推進します。搬出間伐を進めるため、搬出材積の要件（10m³/ha以上）を見直します。

森林環境保全直接支援事業	23, 600（23, 291）百万円
林業専用道整備対策	10, 731（11, 086）百万円
国費率：10/10、1/2、3/10等	
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等	

- （2）奥地水源林等であって、所有者の自助努力によっては適正な整備ができない森林において公的主体による間伐等の森林整備を推進するとともに、鳥獣被害対策を推進します。

環境林整備事業	2, 726（2, 726）百万円
水源林造成事業	24, 870（24, 870）百万円
国費率：10/10、3/10等	
事業実施主体：国、都道府県、市町村、（独）森林総合研究所等	

2. 治山事業

61,570(61,570)百万円
(平成26年度補正予算 3,095百万円)

- (1) 集中豪雨・地震等に起因する激甚な山地災害の発生リスクの増大を踏まえ、荒廃山地の復旧整備と溪畔林の整備等を一体的に実施する**流木災害防止対策など、山地防災力の強化に向けた取組を推進**します。

山地治山総合対策事業、山地治山事業 31,261(30,114)百万円
水源地域等保安林整備事業 8,630(8,655)百万円
国費率：10/10、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

- (2) 火山噴出物の堆積地域における局地的豪雨による大規模荒廃地の復旧に新規着手するなど、**民有林直轄治山事業による集中的な復旧整備を実施**します。

民有林直轄治山事業 11,403(11,352)百万円
国費率：2/3
事業実施主体：国

- (3) 南海トラフ地震等により発生が想定される津波に対する多重防御の一つとして「**粘り強い海岸防災林**」の整備を推進します。また、**病害虫による機能低下を防止するための海岸防災林の保全を推進**します。

防災林造成事業 2,772(2,580)百万円
国費率：10/10、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

お問い合わせ先：
1の事業 林野庁整備課 (03-6744-2303)
2の事業 林野庁治山課 (03-6744-2308)

平成27年度の林野公共事業

現状と課題

森林吸収源の確保

- 森林吸収量3.5% (90年度比)を目指す。
- COP19で2020年度における3.8% (05年度比)削減目標を表明。森林吸収源については、2.8%以上を担う必要。
〔年平均52万haの間伐等の森林吸収源対策の着実な推進が必要〕

森林資源の循環利用の推進

- 人工林資源が本格的に利用期を迎える。
- 資源の循環利用の推進により林業を成長産業として確立。
〔施業の集約化、路網整備による生産基盤の強化が必要〕

国土強靱化への対応

- 集中豪雨や地震等による激甚な災害が各地で発生。
- 南海トラフ巨大地震や集中豪雨等による大規模災害に備えた国土強靱化が課題。
〔崩壊地等の復旧整備に加え、事前防災・減災の観点からの対策の強化が急務〕

震災復興対策

- 東日本大震災による被害。
〔海岸防災林の復旧・再生、放射能汚染への対応が必要〕

平成27年度予算概算決定の内容

豊富な森林資源を循環利用するとともに地球温暖化を防止するための間伐等の森林施業や路網の整備等の着実な実施等により林業の成長産業化を実現。
気候変動への適応策の一環として災害に強い森林づくりを進めることで「緑の国土強靱化」を実現。

森林整備事業

～地球温暖化防止など多面的機能発揮に向けた森林整備の推進～

- 森林の多面的機能の発揮を図りつつ資源の循環利用を通じて林業を成長産業として確立していくため、施業の集約化や路網整備により生産基盤を強化し、間伐等の森林整備を推進。
- ・ 森林経営計画の区域計画の導入(平成26年度～)により施業の集約化を推進。
 - ・ 直接支援事業について、搬出間伐の推進に向けて、搬出材積10m³/ha以上の要件を見直し。
 - ・ 奥地水源林等であって、所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない森林において公的主体による森林整備を推進。

治山事業

～山地災害等の防止・軽減に向けた総合的な治山対策の推進～

- 集中豪雨・地震等による山地災害等の防止・軽減のため、荒廃山地や荒廃危険山地の復旧整備、海岸防災林の整備等を推進。
- ・ 山地災害発生リスクの増大を踏まえた流木災害防止対策の強化。
 - ・ 局地的豪雨等により発生した大規模荒廃地の民有林直轄治山事業による集中的な復旧整備の実施。
 - ・ 津波に対する多重防御の一つとして「粘り強い海岸防災林」の整備を推進。

農山漁村地域整備交付金事業

- 機能が低下した森林の回復等を進め森林吸収源の確保を図るため健全で多様な森林づくりを推進するとともに、南海トラフ巨大地震等切迫する自然災害の発生リスクを踏まえた効果的な予防治山対策を推進。
- ・ 治山・林道施設に係る点検・診断・更新等のメンテナンスサイクルの構築を推進。
 - ・ 花粉症対策苗木に対する需要を喚起するための花粉発生源対策促進事業を実施。

復旧・復興事業(森林整備・治山)

- ・ 海岸防災林の復旧・再生を推進するとともに、放射性物質の影響により整備が進みがたい人工林等において、公的主体による間伐等を引き続き推進。

成果

地球温暖化防止への貢献

林業の成長産業化の実現

緑の国土強靱化の実現

震災からの復興再生

16 水産基盤整備事業（公共）

【72, 149（72, 149）百万円】
（平成26年度補正予算 4, 097百万円）

対策のポイント

- ・消費・輸出の拡大に向けて、漁港の高度衛生管理対策など安全で安定した水産物の供給体制の確立を推進します。
- ・自然災害に強く安全で安心な漁業地域の実現に向けて、漁港施設の防災・減災対策を計画的に推進します。

<背景／課題>

- ・水産業の成長産業化を実現し、消費・輸出拡大を図るため、水産物流通の拠点となる漁港における高度衛生管理対策、水産資源を回復するための漁場整備を推進し、競争力の強化を図ることが必要です。
- ・国土強靱化に資するため、漁港施設の地震・津波対策や長寿命化対策など大規模自然災害に備えた漁港施設の防災・減災対策を推進することが必要です。

政策目標

- 流通拠点漁港における高度に衛生管理される水産物の取扱量の増加
（29%（平成21年度）→概ね70%（平成28年度））
- 水産環境整備による水産資源の生産力向上
（概ね11万トンの増産（平成28年度））
- 流通拠点漁港における陸揚岸壁の耐震化の推進
（20%（平成21年度）→概ね65%（平成28年度））

<主な内容>

1. 国産水産物の衛生管理や資源回復のための基盤強化対策

24, 425（24, 461）百万円
（平成26年度補正予算 1, 229百万円）

国産水産物の輸出促進及び国内市場における競争力強化を図るため、高度衛生管理型漁港の整備を推進します（10, 863百万円）。

また、海域全体の生産力の底上げなど資源回復のための漁場整備を推進します。（13, 562百万円）。

直轄漁港整備事業	6, 064（5, 604）百万円
フロンティア漁場整備事業	2, 700（3, 000）百万円
水産流通基盤整備事業	4, 349（4, 336）百万円
水産環境整備事業	10, 862（11, 071）百万円
国費率：10／10（うち漁港管理者2／10等）、1／2等 事業実施主体：国、地方公共団体等	

2. 災害に強い漁業地域づくりのための漁港施設の防災・減災対策

46, 407（46, 405）百万円
（平成26年度補正予算 2, 868百万円）

地震・津波等に対する漁港及び背後集落の安全確保のため、施設の機能診断を行いつつ、漁港施設の地震・津波対策、長寿命化対策を適切に推進します。

直轄漁港整備事業	8, 265（8, 608）百万円
水産流通基盤整備事業	5, 586（6, 120）百万円
水産物供給基盤機能保全事業	13, 190（11, 002）百万円
漁港施設機能強化事業	6, 600（6, 008）百万円
水産生産基盤整備事業	10, 862（11, 079）百万円
国費率：10／10（うち漁港管理者2／10等）、1／2等 事業実施主体：国、地方公共団体	

[お問い合わせ先：水産庁計画課（03-3502-8491）]

水産基盤整備事業(公共)

【平成27年度予算概算決定額 72,149(72,149)百万円】
【平成26年度補正予算 4,097百万円】

平成27年度予算の考え方

水産日本の復活のため、以下の対策について重点的に推進。

- ・水産物の輸出促進を図るため、拠点漁港の高度衛生管理対策
- ・持続的な水産業振興を図るため、漁場整備による水産資源の回復対策
- ・国土強靱化に資するため、漁港施設の防災・減災対策

拠点漁港の衛生管理対策

【課題と対応】

- ・国産水産物の消費の低迷
- ・水産物の輸出促進による需要拡大



・流通拠点において、輸出重点品目を中心とした国産水産物の高度衛生管理の推進



鳥獣対策を施した
陸揚岸壁



密閉型構造の
荷さばき所

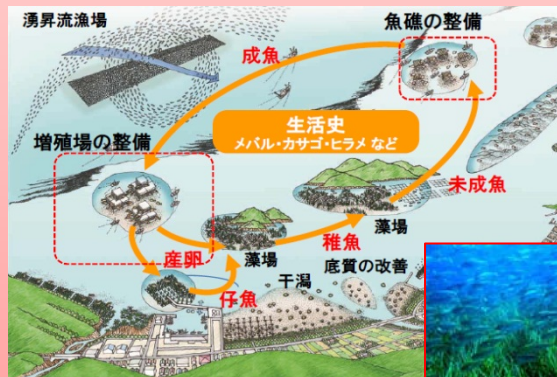
水産資源の回復対策

【課題と対応】

- ・低位水準にある水産資源が、依然として約4割存在
- ・藻場・干潟の減少



・海域全体の生産力の底上げを目指した水産環境整備の推進

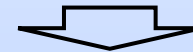


水産生物の生活史に沿った漁場整備による
豊かな漁場の創出

防災・減災対策

【課題と対応】

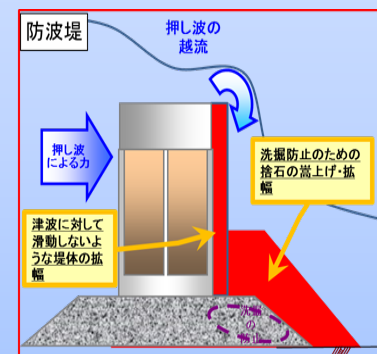
- ・南海トラフ等の切迫した大規模地震・津波による被害想定の巨大化
- ・波浪や高潮、地震や津波の来襲による人命や施設の被害、地域産業への影響の懸念



- ・漁港施設の地震・津波対策
- ・老朽化した漁港施設の長寿命化対策



耐震強化岸壁の効果



津波に対して粘り強い構造を持つ防波堤

17 農山漁村地域整備交付金（公共）

【106,650（112,211）百万円】

（平成26年度補正予算 5,000百万円）

対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<背景／課題>

- ・地域の特色を生かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。
- ・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、防災・減災対策を推進することが必要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、強い農林水産業のための基盤づくりを推進します。

政策目標

- 基盤整備実施地区の対象農地の耕地利用率 108%以上（平成27年度）
- 二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
- 海岸堤防等の整備率 66%（平成28年度）

<主な内容>

1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。
農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等
森林分野：予防治山、路網整備等
水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
3. 国から都道府県に交付金を交付し、都道府県は自らの裁量により地区毎に配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。
（水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。）

お問い合わせ先：

農業農村分野に関すること

農村振興局農村整備官 (03-6744-2200)

森林分野に関すること

林野庁計画課 (03-3501-3842)

水産分野に関すること

水産庁防災漁村課 (03-3502-5304)

農山漁村地域整備交付金

- 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

交付金の仕組みと特徴

「農山漁村地域整備計画」を都道府県、市町村が策定して実施

農業農村基盤整備

+

森林基盤整備

+

水産基盤整備

+

海岸保全施設整備

地域の自主性に基づき、農・林・水に
またがる広範かつ多様な事業を自由
に選択
(都道府県が各地区に予算を配分)
(関係事務の一本化・統一化)

農山漁村地域整備と一体となって、
事業効果を高めるために必要な効果
促進事業の実施が可能

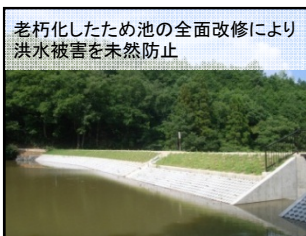
都道府県の裁量による弾力的かつ
機動的な運用が可能
(農・林・水横断的な予算融通が
可能)

自治体は計画・進捗状況・事後評価を公表
(客観性・透明性の確保)

地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】



【水産基盤整備】



【森林基盤整備】



【海岸保全施設整備】



18 強い農業づくり交付金

【23,085(23,385)百万円】
(平成26年度補正予算 17,600百万円)

対策のポイント

国産農畜産物の安定供給・輸出拡大のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援します。

<背景／課題>

- ・「強い農林水産業」を実現するため、生産基盤の整備により、農業の収益力等を強化することが喫緊の課題です。
- ・このため、消費者・実需者の需要に応じて、国産農畜産物を安定的に生産・供給するとともに、輸出を拡大する産地体制等を構築する必要があります。

政策目標

- パン・中華めん用小麦品種の作付シェア増大
(7%(平成20年度)→19%(平成32年度))
- 1中央卸売市場当たりの平成20年度における取扱金額(557億円)を平成27年度まで維持 等

<主な内容>

1. 産地の収益力の強化とリスクの軽減

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な共同利用施設の整備や再編を支援します。

また、気象災害等産地を弱体化させるリスクの軽減を図る取組に必要な被害防止施設や堆肥等生産施設等の整備を支援します。

さらに、「攻めの農業」の実現に向け、農畜産物輸出に向けた体制整備、新品種・新技術等を活用した「強み」のある産地形成、集出荷・処理加工施設等の再編合理化を、優先枠を設置することにより積極的に支援します。

〔優先枠の例〕

- ・ 輸出先国の求める衛生条件等を満たすために必要な施設の整備
- ・ 産地における新品種の種苗確保に向けた生産体制の整備
- ・ コスト低減に向けた乾燥調製施設、産地食肉センター等の再編 等

2. 安全で効率的な流通システムの確立

食料の安定的な供給体制等を確保するため、中央卸売市場における低温卸売場などの施設の整備や卸・仲卸業者等が組織する事業協同組合等による市場活性化のための施設の整備等を支援します。

（ 交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、事業協同組合等 ）

お問い合わせ先：

1の事業 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
2の事業 食料産業局食品製造卸売課 (03-6744-2059)

強い農業づくり交付金

平成27年度予算概算決定額:23,085(23,385)百万円
(平成26年度補正予算:17,600百万円)

国産農畜産物の安定供給・輸出拡大のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援。

補助対象:

① 共同利用施設等整備

乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設、家畜市場、畜産物処理加工施設、小規模土地基盤整備、飼料作物作付条件整備 等

② 卸売市場施設整備

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、情報処理施設 等

交付率:

都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）

事業実施主体:

都道府県、市町村、農業者団体等

交付先:

国 ⇒ 都道府県

事業の流れ



支援メニュー

1 産地収益力の強化

各品目の生産性向上等の取組に必要な共同利用施設の整備を支援

2 産地合理化の促進

産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な共同利用施設の再編等を支援

3 気象災害等リスクの軽減

気象災害等産地を弱体化させるリスクの軽減に必要な共同利用施設(被害防止施設等)の整備を支援

4 食品流通の合理化

安全で効率的な市場流通システムの確立に必要な卸売市場施設の整備を支援

優先枠の設定

① 農畜産物輸出に向けた体制整備【20億円】

輸出先国の求める衛生条件等を満たすために必要な施設の整備を支援

② 「強み」のある産地形成に向けた体制整備【20億円】

新品種・新技術等の導入により、需要に対応した産地の形成に必要な施設の整備を支援

③ 集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化【20億円】

高収益な産地体制への転換を図るために、集出荷・処理加工施設等の再編合理化を支援

19 森林・林業再生基盤づくり交付金

【2,700(2,200)百万円】

対策のポイント

森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、高性能林業機械の導入や木造公共建築物の整備等を支援します。

<背景／課題>

- ・戦後造林した人工林が本格的な利用期を迎える中、この資源を整備・保全しながら活用することにより、森林・林業の持続的な発展と公益的機能の発揮を図ることが重要です。
- ・このため、森林資源を活かした成長分野の創造に向け、**木材利用の拡大・促進**、森林から消費者までをつなぐ**需要に応じた木材流通体制の構築**、木材を安定供給できる**効率的な森林の整備・保全**といった取組を進め、**林業の成長産業化を実現**していくことが必要です。

政策目標

- **素材生産量に占める高性能林業機械を使用した生産量の割合の向上**
(約5割(平成23年度)→約7割(平成31年度))
- **木質バイオマス利用量**
(121万 m^3 (平成25年度)→600万 m^3 (平成32年度))

<主な内容>

1. 木材利用の拡大

木造公共建築物や木質バイオマスの供給・利用を促進する施設など木材利用の拡大に資する施設の整備を支援します。

<各省との連携>

- 文部科学省 ・地域材を活用して木造の学校施設を整備する場合等に、補助単価のかさ上げを実施

2. 木材製品の安定的・効率的な供給体制の構築

価格・量・品質面において安定的・効率的な供給ができるサプライチェーンを構築するため、民有林と国有林の連携を盛り込むなどした広域流通型の構想や、山元と地域に根付いた加工工場等の連携による地域循環型の構想の実現に必要な**木材加工流通施設**の整備を支援します。

平成27年度は、地域材を活用した**C L T等の新たな製品**の安定供給に必要な**木材加工流通施設**の整備を支援します。

3. 林業の効率的かつ安定的な経営基盤の確立

円滑な森林整備・林業生産コストの低減を図るため、**高性能林業機械**の導入等を支援します。また、山村地域の経済振興に重要な役割を果たす**特用林産物の生産基盤**の整備等を支援します。

4. 森林保全の推進等

森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくため、森林環境教育や林業体験学習の場の整備、森林病虫害や野生鳥獣による森林被害及び林野火災の防止等による**森林資源の保護**、山地災害に対する地域の**防災体制の強化**等を支援します。

〔交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2、1／3等）
事業実施主体：地方公共団体、民間団体〕

[お問い合わせ先：林野庁経営課 (03-3502-8055)]

森林・林業再生基盤づくり交付金

[平成27年度予算概算決定額 2,700(2,200)百万円]

○ 林業の効率的かつ安定的な 経営基盤の確立

- 高性能林業機械等の導入
- 特用林産物の生産基盤の整備
- 林業担い手の育成・確保、林業労働安全衛生の推進



林業の成長産業化の実現

○ 森林保全の推進等

- 森林病虫害や野生鳥獣による被害防止、森林資源の保護
- 山地災害に対する地域の防災体制の強化
- 森林環境教育、体験学習の場の整備



○ 木材利用の拡大

- 木造公共建築物等の整備
- 木質バイオマスの供給・利用を促進する施設の整備



○ 木材製品の安定的・効率的な 供給体制の構築

- 安定取引構想等の実現に必要な木材加工流通施設の整備
- 地域材を活用したCLT等の新たな製品の安定供給に必要な木材加工流通施設の整備



●ハード事業、■ソフト事業 ※ハード事業は、市町村広域連携支援でも取組可能

20 強い水産業づくり交付金

【3, 500 (4, 500) 百万円】
(平成26年度補正予算 2, 000 百万円)

対策のポイント

水産業の強化のための共同利用施設等の整備や漁港・漁村における防災・減災対策の取組等を支援します。

<背景／課題>

- ・水産物の安定供給の確保と水産業・漁村の発展のためには、産地における水産業の強化の取組を推進し、防災・減災の観点から全国的なインフラ整備を見直すことが重要です。
- ・このため、漁業者が定住できる漁村の形成、漁業者の所得の向上等に資する共同利用施設等の整備や、漁港・漁村において災害の未然防止、災害時の応急対応等に資する取組を推進する必要があります。

政策目標

- 産地協議会による産地水産業強化計画の策定数
(74計画(平成23年度)→280計画(平成28年度))
- 漁村の人口に対し、避難施設が確保されている人口の割合を5%以上増加
(55%(平成24年度)→60%以上(平成28年度))

<主な内容>

1. 産地水産業強化支援事業 1, 990 (3, 250) 百万円 (平成26年度補正予算 1, 200 百万円)

- (1)「浜の活力再生プラン」の承認を受けた漁村地域を優先的に支援対象とし、漁村において、協議会が策定する「産地水産業強化計画」に基づき、所得の向上、地先資源の増大等に資する取組を支援します。

- (2)(1)の計画実現のために必要となる施設の整備を支援します。

〔交付率：(1)定額(1/2以内)、(2)定額(事業実施主体へは事業費の1/3以内等)〕
事業実施主体：(1)産地協議会、(2)市町村、水産業協同組合等

2. 水産業強化対策事業 1, 241 (811) 百万円 (平成26年度補正予算 750 百万円)

都道府県や複数市町村等広域的な対応が必要となる種苗生産施設、漁港漁場の機能向上のための施設整備等を支援します。また、ウナギ資源の回復に向けたウナギ養殖業者の指導や内水面資源の調査等の取組を支援します。

〔交付率：定額(事業実施主体へは事業費の1/3以内等)〕
事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合等

3. 漁港防災対策支援事業 269 (439) 百万円 (平成26年度補正予算 50 百万円)

漁港や漁村において、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止、被災時の応急対策を図る際に必要となる施設整備等を支援します。

〔交付率：定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)〕
事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合等

[お問い合わせ先：水産庁防災漁村課 (03-6744-2391)]

強い水産業づくり交付金

【平成27年度予算概算決定額 3,500(4,500)百万円】
(平成26年度補正予算 2,000百万円)

水産業の健全な発展と水産物の安定供給のため、産地における所得の向上、地先資源の増大等の取組や、漁港や漁村における地震や津波等の災害対策への取組等を支援。

①産地水産業強化支援事業

産地協議会(漁業者団体・市町村等)

「産地水産業強化計画」を策定(3年間)
(ソフト事業)

・マーケティング、技術講習会など



(ハード事業)

・加工処理施設、荷さばき施設など



浜の活力
再生プラン
策定地域
を優先的
に支援

漁業者の所得向上、漁業が
存続できる漁村の形成

水産業の健全な発展と
水産物の安定供給の確保

②水産業強化対策事業

(ハード事業)

都道府県や複数市町村等広域的な対応
が必要となる種苗生産施設、漁港漁場の
機能向上のための施設整備等を支援



(ソフト事業)

水面利用調整の推進、ウナギ養殖
業等の指導、内水面資源の調査(拡
充)等を支援

③漁港防災対策支援事業

漁港・漁村における防災・減災対策

(ハード事業)

・津波避難施設
・漂流物防止柵 など



(ソフト事業)

・ハザードマップの作成
・避難マニュアルの作成 など



漁港・漁村に強い
災害に強い

※「南海トラフ地震特別措置法」に基づく避難施設・避難路整備は定額(2/3)

21 特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【100（100）百万円】
（平成26年度補正予算 150百万円）

対策のポイント

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、降灰被害に対応するための施設整備等を緊急的・集中的に実施します。

<背景／課題>

- ・我が国は国内に110の活火山を有する世界有数の火山国です。
- ・近年、桜島や新燃岳などの活動火山の急激な活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が増加しています。
- ・このため、火山の噴火に伴う農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施し、災害に強い農村づくりを推進します。

政策目標

降灰による農作物等への被害が発生するおそれのある農地の減少

<主な内容>

災害に強い農村づくりを推進するため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域を対象として、被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備やその他関連して行う基盤整備等を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：市町村、農業者が組織する団体等

[お問い合わせ先：農村振興局防災課 （03-3502-6430）]

「特殊自然災害対策施設緊急整備事業」

趣 旨

- 火山活動の活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が発生し、地域経済の基盤として地域生活の安定に欠かせない役割を果たす農業経営に著しい影響。
- このため、火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域に対して農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を実施し、災害への対応体制を強化。

事 業 内 容

- ① 降灰被害を防除・最小化するために必要な洗浄用機械施設整備等を実施
- ② 関連する整備等を一体的に実施

【①施設整備等】



被害を防除・最小化させるために必要な洗浄用機械施設整備等を実施。

【②関連整備等】



整備効果を一層促進させるため、洗浄用水の供給施設等の関連整備等を一体的に実施。

事 業 の 対 象

- 活動火山特別措置法に基づき、都道府県知事が策定する防災営農施設整備計画の対象地域内の、市町村、農業協同組合、農業生産法人、農業者が組織するその他の団体等

補 助 率 等

農業者が組織する団体等が行う事業に対して、事業費の1／2以内を補助

農林水産省



計画主体
(都道府県)



事業実施主体

22 次世代施設園芸導入加速化支援事業

【2, 008 (2, 008) 百万円】
(平成26年度補正予算 4, 000 百万円)

対策のポイント

先端技術と強固な販売力を融合させ、生産から調製・出荷までを一気通貫して行うとともに、地域資源を活用したエネルギーを活用する次世代施設園芸拠点の整備を進めます。

<背景／課題>

- ・我が国の施設園芸を次世代に向かって発展させるには、施設の大規模な集約によるコスト削減や、ICTを活用した高度な環境制御技術による周年・計画生産を行い、所得の向上と地域雇用の創出を図っていくことが必要です。
- ・また、近年の燃油価格の高騰を踏まえ、化石燃料依存からの脱却を目指し、木質バイオマス等の地域資源のエネルギーを活用していくことが必要です。

政策目標

整備地区において化石燃料使用量を事業実施年度から5年後までに3割削減するとともに、地域の所得向上や雇用創出を実現

<主な内容>

1. 次世代施設園芸推進に必要な環境整備

民間企業や生産者をはじめ、地方自治体や研究機関等が構成員となるコンソーシアム（協議会）で運営方針等を協議し、異業種連携・直接流通等の差別化販売のためのマッチング等の取組を支援します。また、次世代施設園芸拠点整備の全国展開を加速化するため、取組意向のある産地に対する計画策定の支援、導入コスト低減に向けた施設・設備の標準化の検討等を行います。

2. 次世代施設園芸拠点の整備

次世代施設園芸拠点の中核施設となる木質バイオマス等の地域の未利用資源を活用するエネルギー供給センター、完全人工光型植物工場を活用した種苗供給センター、高度な環境制御を行う温室、集出荷施設等の整備を支援します。

3. 次世代施設園芸推進に必要な技術実証の推進

生産コスト縮減のための新技術実証や野菜の機能性等を向上させる生産技術実証、未利用資源・エネルギーの活用に係る実証等の取組を支援します。

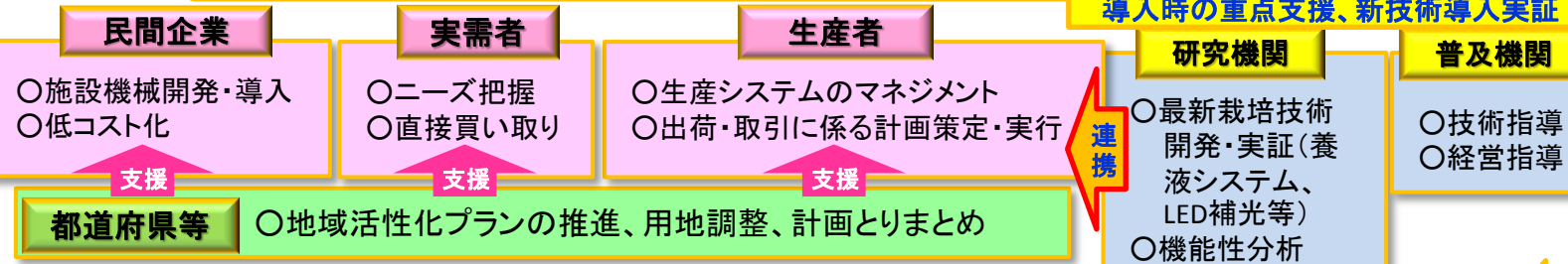
（補助率：定額、1／2）
（事業実施主体：民間企業・生産者・地方自治体等からなるコンソーシアム等）

（お問い合わせ先：
生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室（03-3593-6496））

次世代施設園芸導入加速化支援事業

次世代施設園芸拠点の一气通貫した取組

次世代施設園芸推進コンソーシアムで運営



- 先端技術をもつ民間企業や強固な販路を持つ実需者等がメンバーとなる**コンソーシアムで団地を運営**。
- 研究機関や普及機関も新技術導入等を重点的に支援。
- 養液システムやフィルムメーカー等の農業分野の**民間企業による高度な技術指導**を実施。
- 商社やカット野菜メーカー等が**生産から流通販売まで参画し、作付品目、数量等を決定**。
- 参画する担い手の経営診断を実施し、長期にわたる団地経営の健全化。

研究成果の迅速な導入

共同活動

エネルギー供給センター

- 木質バイオマス等地域の未利用エネルギーの活用。



- ・木質バイオマスエネルギー等、**地域のエネルギーを活用し、抜本的な化石燃料からの脱却**を推進。
- ・エネルギー供給センターを設置し、団地にエネルギーを供給することで、**個別のハウスに燃料を輸送する経費を削減することも可能**。

種苗供給センター

- 植物工場でクリーンな苗を生産。



- ・環境が制御された苗供給センターを活用。**多品目で構成される団地に年間を通じて計画的に種苗を供給**。

※高収量を実現するトマトの新たな栽培技術である一段密植養液栽培では、年間を通して苗が必要となるため、完全人工光型植物工場を活用し、クリーンで高品質な苗を計画的に生産。

施設園芸団地における生産



- ・トマトやピーマン、花き等の**多品目、大規模な施設園芸団地を集結**。
- ・**環境制御システムや新技術導入**を行い、生産性向上。
- ・**周年雇用**を実現し、**地域の農地整備等、集落機能の維持にも活用**。

出荷センター



- ・団地に**出荷センターを併設**。
- ・調製・出荷コスト削減や生産情報管理による**有利販売を実現**。
- ・企業と直結した**出荷を実現**。

出荷



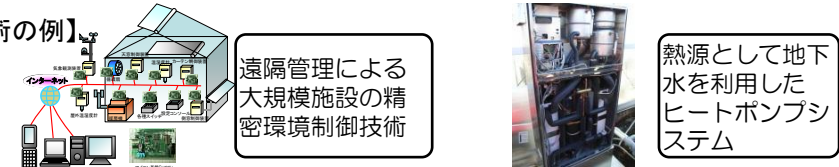
次世代施設園芸で実現すること

- 地産地消エネルギーを利活用
- 高度な環境制御技術により周年・計画生産を実施
- 出荷センターを併設することにより、調製・出荷を効率化
- コスト削減と地域雇用の創出

研究開発事業との連携

- 拠点と連携し、先端技術の実証研究を実施

【先端技術の例】



国民の食生活を支える次世代施設園芸

《産地》

- ・化石燃料から脱却し燃油価格高騰に左右されない経営基盤の確立。
- 生産を担う農家の**経営基盤の安定**。

《生産物》

- ・「できたものを売る」から「**売れるもの(ニーズのあるもの)を作る**」へ。
- 家庭用、加工・業務用の**用途別ニーズに対応した生産**。
- (例:トマトの場合、加工・業務用は、果肉の硬い品種が人気)
- カット野菜等の食品に適したトマトの品種を栽培することで、**日持ち性、食味のアップ**。
- コンソーシアムに**参画する民間企業(例:外食企業)が購入・利用**。

《生産方法》

- ・野菜等は、気象条件により作柄が変動しやすく、保存性も乏しいため、価格が変動しやすい。
- 研究機関や民間企業のアドバイスにより、植物工場等を活用した新たな栽培・環境制御技術で、**安定した生産を実現**。
- いつでも、安定した価格でスーパーに並び、消費者に提供**。

《流通》

- ・出荷センターから、直接販売することで、鮮度維持、流通コスト削減。
- 新鮮な農産物を提供**。

貢献

国民の食生活へ貢献



マーケティングに基づいた農産物

安心・安全な農産物

安定供給・安定価格

高鮮度な農産物

23 加工・業務用野菜生産基盤強化事業

【800（1,000）百万円】

（平成26年度補正予算 1,200百万円）

対策のポイント

加工・業務用野菜への転換を推進する産地に対し、加工・業務用野菜の安定生産に必要な作柄安定技術の導入を支援します。

<背景／課題>

- ・近年、異常気象や連作障害により野菜の作柄が不安定となる中、加工・業務用野菜の輸入が増加する状況にあります。
- ・このため、輸入野菜からのシェア奪還に向け、これまでの生鮮野菜産地等が加工・業務用への作付転換を進めるとともに、異常気象や連作障害に対処し安定的に供給できるような作柄安定技術の導入が喫緊の課題となっています。

政策目標

加工・業務用指定野菜の出荷量の増加

（81万5千ト（平成20年度）→132万7千ト（平成32年度））

<主な内容>

輸入野菜からのシェア奪還に向け、加工・業務用野菜への転換を推進する産地を対象に、加工・業務用野菜の安定供給に必要な土壌・土層改良、被覆資材の使用等の作柄安定技術を導入する場合に3年間支援する対策を引き続き実施します。

（対象品目：キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、かぼちゃ※、レタス※）

※ 平成26年度補正予算から追加

（支援額：7万円/10a（1年目）、5万円/10a（2年目）、3万円/10a（3年目））

補助率：定額
交付先：（独）農畜産業振興機構
事業実施主体：農業者団体等

[お問い合わせ先：生産局園芸作物課（03-3502-5961）]

加工・業務用野菜生産基盤強化事業

平成27年度予算概算決定額:800(1,000)百万円
平成26年度補正予算:1,200百万円

事業概要

【支援内容】 加工・業務用野菜への作付転換を推進するため、**作柄安定技術を導入**する場合に、当該経費の相当額の一部を**定額の面積払**により支援。

・土壌・土層改良の実施、マルチ・べたがけ等の資材の使用、病害虫防除資材の導入 等

【対象産地】 加工・業務用対応のための生産・流通の構造改革を図る産地

【対象品目】 キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、**かぼちゃ**^(※)、**レタス**^(※)
(※)平成26年度補正予算から追加

・加工・業務用専用ほ場の設定、実需者との事前契約、加工用品種の導入、機械化一貫体系によるコスト削減 等

【産地の収益改善のイメージ(たまねぎの例)】

単位(万円/10a)	販売収入 ①	コスト ②	収益①-②	その他
生鮮たまねぎ	40	34	6	
<従来> 加工たまねぎ	28	27	1	調製・選別作業なし

↓ 作柄安定技術・専用機械の導入

(構造改革3年後) 加工たまねぎ	34	24	10	単収2割アップ コスト1割削減
---------------------	----	----	----	--------------------

具体的イメージ

たまねぎ（北海道畑作地帯）のケース

【産地の課題】

- 近年の異常気象で加工たまねぎを安定供給できず**中国産を中心に輸入急増**。
- 輸入品からのシェア奪還に向け、**異常気象下での作柄安定と産地の構造改革**が喫緊の課題。

【産地の対応】

- 作柄安定のための技術を早急に導入**し、単収の向上を図る。

1年目：
7万円/10a



天地返し
(土層改良)



かん水
(保水対策)



地力増進作物

2年目：
5万円/10a



土壌消毒



土壌改良資材

3年目：
3万円/10a



土壌改良資材

加工・業務用を中心に輸入が急増している野菜(例えば、たまねぎ)について、**国産シェアの回復**を図り、**国産野菜の利用拡大**に資する。

24 国産花きの生産・供給対策

【654（500）百万円】

対策のポイント

国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図るため、生産・供給体制強化と需要拡大に向けた取組を進めるほか、オリンピック・パラリンピック東京大会での花きの供給体制をつくり、国内外へ国産花きをアピールします。

<背景／課題>

- ・我が国の花きは、国際園芸博覧会の品種コンテストで最高得点を獲得するなど世界的に高い評価を得ており、輸出額は増加傾向にある一方、国内では安価な輸入切り花が増加しており、花き振興を図る上で国産シェアの奪還と輸出の拡大は重要な課題です。
- ・平成26年6月に制定された「花きの振興に関する法律」の理念に即し、国産花きの生産・供給体制の強化、輸出や需要拡大のための取組を推進することが必要です。
- ・また、真夏に開催されるオリンピック・パラリンピック東京大会において、ビクトリーブーケや空港などの公共スペース、競技会場等で装飾に使用する花きが不足しないよう、国産花きを安定的に生産・供給する体制の整備が必要です。
- ・さらに、国産花きの輸出拡大を図るため、平成28年4月から開催されるトルコのアンタルヤ国際園芸博覧会に出展し、国産花きをアピールしていく必要があります。

政策目標

- 国産花きの産出額の拡大
(3,761億円（平成24年）→ 5,000億円（平成32年）)
- 花き輸出額の増大
(96億円（平成25年）→ 150億円（平成32年）)

<主な内容>

1. 国産花きイノベーション推進事業 532（500）百万円
国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図るため、①日持ち性の向上、コールドチェーンの確立、花束等の加工技術の向上等の生産・供給体制の強化、新需要の創出に向けた取組に加え、②真夏に開催される平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会において、ビクトリーブーケや会場内外で装飾される国産花きを安定的に生産・供給する体制整備に向けた取組等を支援します。

補助率：定額、1／2
事業実施主体：協議会、民間団体等

2. トルコ・アンタルヤ国際園芸博覧会政府出展事業〔新規〕 121（一）百万円
トルコ・アンタルヤ国際園芸博覧会開催の前年度である平成27年度から出展事業計画の検討・作成、出展ブースの設計・施工、出展植物の調査・調達等を行います。

委託費
委託先：民間団体等

(関連対策)

- 国産花きのシェア奪還・輸出拡大を支える研究開発（委託プロジェクト研究）〔新規〕 110（一）百万円

花きの国際競争力の強化に向け、①良日持ち性、病害抵抗性等民間企業の育種を下支えする基盤的形質を有する系統、②日持ち性向上のための鮮度保持剤、梱包資材等、③栽培施設の環境制御を低コスト化するための技術の開発・改良を行います。

委託費
委託先：民間団体等

お問い合わせ先：

生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室（03-6738-6162）

関連対策

技術会議事務局研究統括官（食料戦略、除染）（03-3502-2549）

国産花きの生産・供給対策

平成27年度予算概算決定額
654(500)百万円

○国産花きの生産・供給体制を強化するとともに、国内外に高品質な国産花きをアピールすることにより、国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図る。

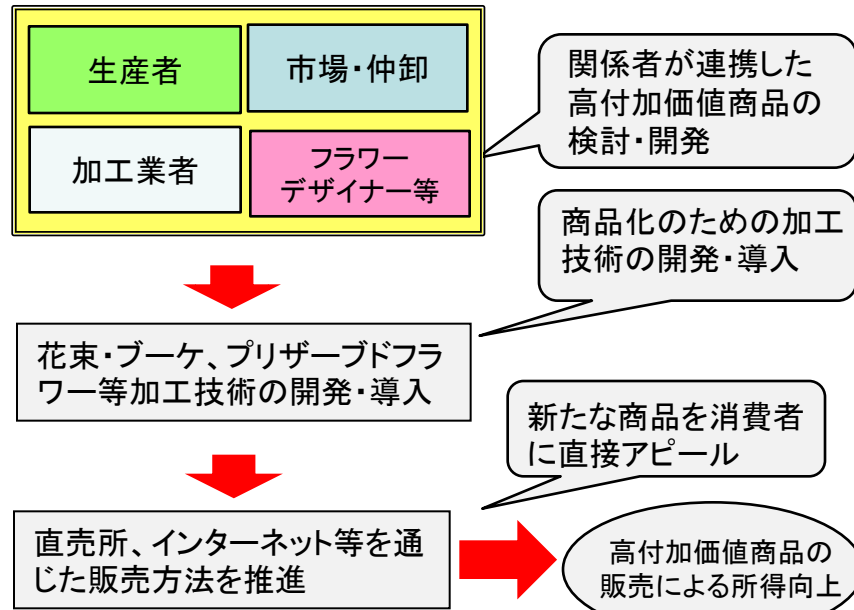
国産花きイノベーション推進事業

【532(500)百万円】

【拡充分：広域連携による花き加工流通の実証】

広域連携による安定供給と鮮度保持に重点をおいた加工・販売を検証するために必要な機材の導入や普及に要する経費を支援。

- 需要拡大や輸出促進のため、生産者・市場・仲卸・加工・小売業者等で構成する県域を超えた協議会等で実施。
- 産地と加工業者等の連携による加工技術の向上と新たな付加価値の創出。



【オリンピック・パラリンピック フラワー安定供給対策】

- 夏場の安定供給のための検討会の開催。
- 安定的に生産・供給できる体制整備。
- 東京大会のシミュレーションとして、ビクトリーブーケの輸送・保管技術の実証等を実施。



トルコ・アンタルヤ国際園芸博覧会政府出展事業(新規)

【121(一)百万円】

平成28年にトルコにて開催される国際園芸博覧会への政府出展に向けた準備、運営・管理。

【平成27年度】

政府出展事業計画の検討・作成等

【平成28年度】

展示会場の運営・管理等



(関連対策) 国産花きのシェア奪還・輸出拡大を支える研究開発(新規)

平成27年度予算概算決定額 110(一) 百万円

花きの国際競争力強化に向け、

- ①民間企業の育種を下支えする基盤的形質を有する系統
- ②日持ち性向上のための鮮度保持剤、梱包資材等、
- ③栽培施設の環境制御を低コスト化するための技術の開発・改良。

日持ちがよいカーネーション品種(写真は18日経過後) →



25 青果物流通システム高度化事業

【100（－）百万円】

対策のポイント

青果物流通の合理化・効率化のため、物流業界との連携による新たな輸送システムの導入実証を行います。

<背景／課題>

- ・ 青果物の輸入が増加している中、国産青果物シェアの獲得を図るためには、その生産流通体制を革新し、競争力を強化することが必要です。
- ・ 一方で、ガソリン等の高騰により輸送費が増加するとともに、ドライバー不足等により、遠隔産地からのトラック輸送が容易ではなくなっている状況です。
- ・ こうした中、産地では集出荷体制の集約化や遠隔産地からの効率的な輸送手段の確保が課題となっており、生産性の向上を図りつつ、輸送の効率化による農業所得の確保が求められています。

政策目標

- 遠隔産地からの輸送効率を今後10年間（平成37年まで）で3%アップ
- 国産青果物の輸入青果物からのシェア獲得

<主要内容>

1. 新流通方式の導入に向けた関係者の連携促進

生産者、物流事業者、実需者等が連携し、往路に加え帰り荷も確保することによって積載率を向上させるツーウェイ輸送など、輸送の合理化、効率化を図るための情報交換会の開催、流通実態調査等の取組を行います。

補助率：定額
事業実施主体：生産者・物流事業者・実需者等からなるコンソーシアム、民間団体

2. 青果物流通の合理化・効率化の推進

国土交通省の関連施策と連携し、トラックから鉄道・船舶への切替等によって、流通の合理化・効率化を図る際、それに必要な最先端の品質管理技術、低温設備、多段階温度管理システム等導入実証による新たな輸送システムの構築を支援します。

また、週末や祝日の市場閉場時等の輸送量が少ないタイミングを狙った効率的な輸送を可能とする消費地域に隣接した貯蔵保冷設備や集出荷貯蔵施設における長期保存技術の実証を支援します。

補助率：定額、1/3
事業実施主体：生産者・物流事業者・実需者等からなるコンソーシアム

[平成27年度予算の概要]

(関連対策)

1. 国産原材料供給力強化支援事業 【437(575)百万円の内数】

加工・業務用に適した品種の導入に必要な種苗や、実需者ニーズに応えた品質の青果物の効率的な生産流通体制を確立させるための機械化一貫体系の導入等を支援します。

新品種・新技術活用型産地育成支援事業で実施
補助率：定額、1／3
事業実施主体：生産者、物流事業者、実需者等からなるコンソーシアム

2. 強い農業づくり交付金 【23,085(23,385)百万円の内数】

(平成26年度補正予算 17,600百万円)

国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援します。

〔青果物の流通の効率化に係る支援の例〕

- ・流通コストの低減を図るため、広域一括集出荷への転換に向けた既存集出荷施設の再編利用による整備
- ・実需者ニーズに対応して集荷分配を効率的に行い、流通コスト低減を図るための消費地における青果物流通拠点整備 等

交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、事業協同組合等

<各省との連携>

○ 国土交通省

- ・モーダルシフト等の推進（平成27年度継続）

荷主、物流事業者等が連携して実施するモーダルシフトの運行経費を補助（最大1／2） 等

お問い合わせ先：
生産局園芸作物課園芸流通加工対策室 （03-3502-5958）

青果物流通システムの高度化の推進

(青果物流通システム高度化事業(新規) 平成27年度予算概算決定額 100(一)百万円)

生産者、物流事業者、実需者等が連携し、青果物流通の効率化・合理化のための新輸送システムの導入実証を支援

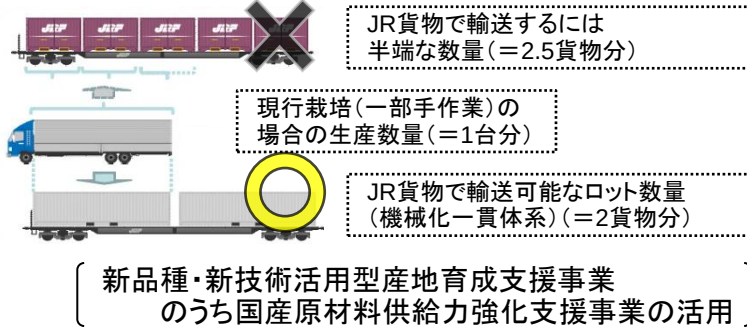
生産段階

農林水産省

- 最先端機械導入による機械化一貫体系の実証
 - 大型収穫機の導入
(だいこん、にんじん、トマト等)
 - 加工・業務用専用品種の導入
- 最先端機械導入による機械化一貫体系の導入



- 定規格で安定した一定量のロットサイズの確保



- 産地広域連合体の集出荷貯蔵施設の再編
 - 効率的な出荷体制へ移行

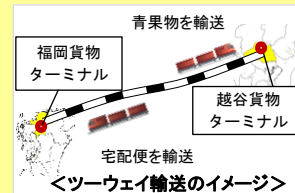
貯蔵施設

(強い農業づくり交付金の活用)

輸送段階

農林水産省

- 最先端物流合理化技術の導入実証
 - 多段階温度管理システム
⇒ 青果物、食品等多品目の混載が可能
 - 異業種間の荷主とのマッチング
⇒ 帰り荷の確保によるツーウェイ輸送の実現
 - 大型鉄コンテナや青果物貯蔵のための低温設備
⇒ 産地における積み込み、荷おろしを効率化
一定量のロットの品質を維持しつつ、効率的に輸送



鉄コンテナ

(青果物流通システム高度化事業で実施)

国土交通省

モーダルシフトの促進に向けた連携

物流全般の合理化、効率化を推進

- 鉄道、海上輸送の活用(モーダルシフト)の推進
- 幹線輸送等の集約化 etc...

供給段階

農林水産省

- 安定供給体制の実現に向けた最先端青果物長期貯蔵技術等の実証
 - 超精密冷蔵・貯蔵技術の導入
(※コンマ単位で大規模施設の温度管理)
 - 超長期品質保持技術の導入
(※低温・低酸素保存、菌数制御等)
 - 新たな加工技術の導入



(青果物流通システム高度化事業で実施)

- 供給地点における産地の集出荷貯蔵施設及び農産物処理加工施設の整備
(強い農業づくり交付金の活用)
- 生産者が主体となって中間事業者、食品製造事業者と連携して青果物流通拠点施設を整備
(強い農業づくり交付金の活用)

農産物処理加工施設



生産地、物流事業者、実需者からなるコンソーシアムの結成により、情報の共有化、取り組みの活性化

農林水産省

新たな輸送方式の導入に必要な
積載経費等の支援

国土交通省

荷主企業と物流事業者が協力して行うモーダルシフトの取組に
対する運行経費等の支援

農林水産省

新たな輸送方式の導入に必要な
荷卸経費等の支援

青果物の効率的な流通網の構築を目指し、農林水産省と国土交通省の連携

「青果物流通システム高度化研究会」の設置・開催

青果物流通の現状と課題を把握し、関係者間で問題意識の共有、打開策を検討することによって「青果物流通戦略」の策定を目指す

26 農業界と経済界の連携による 先端モデル農業確立実証事業

【332（250）百万円】

対策のポイント

農業界と経済界が連携して行う先端モデル農業の確立に向けた取組を支援し、日本農業全体への普及を図ります。

<背景／課題>

- ・日本農業の競争力強化を図る上で、産業界・経済界と連携し、その先端技術やノウハウを農業界にも導入していくことが重要です。

政策目標

産業界の努力も反映して担い手の生産コストを削減

<主な内容>

農業界と経済界が連携して行う、低コスト生産技術体系の確立、ICTを活用した効率的生産体制の確立、低コストの農業機械開発、農業経営における新しいビジネスモデルの開発など、先端モデル農業の確立に向けた取組を支援します。

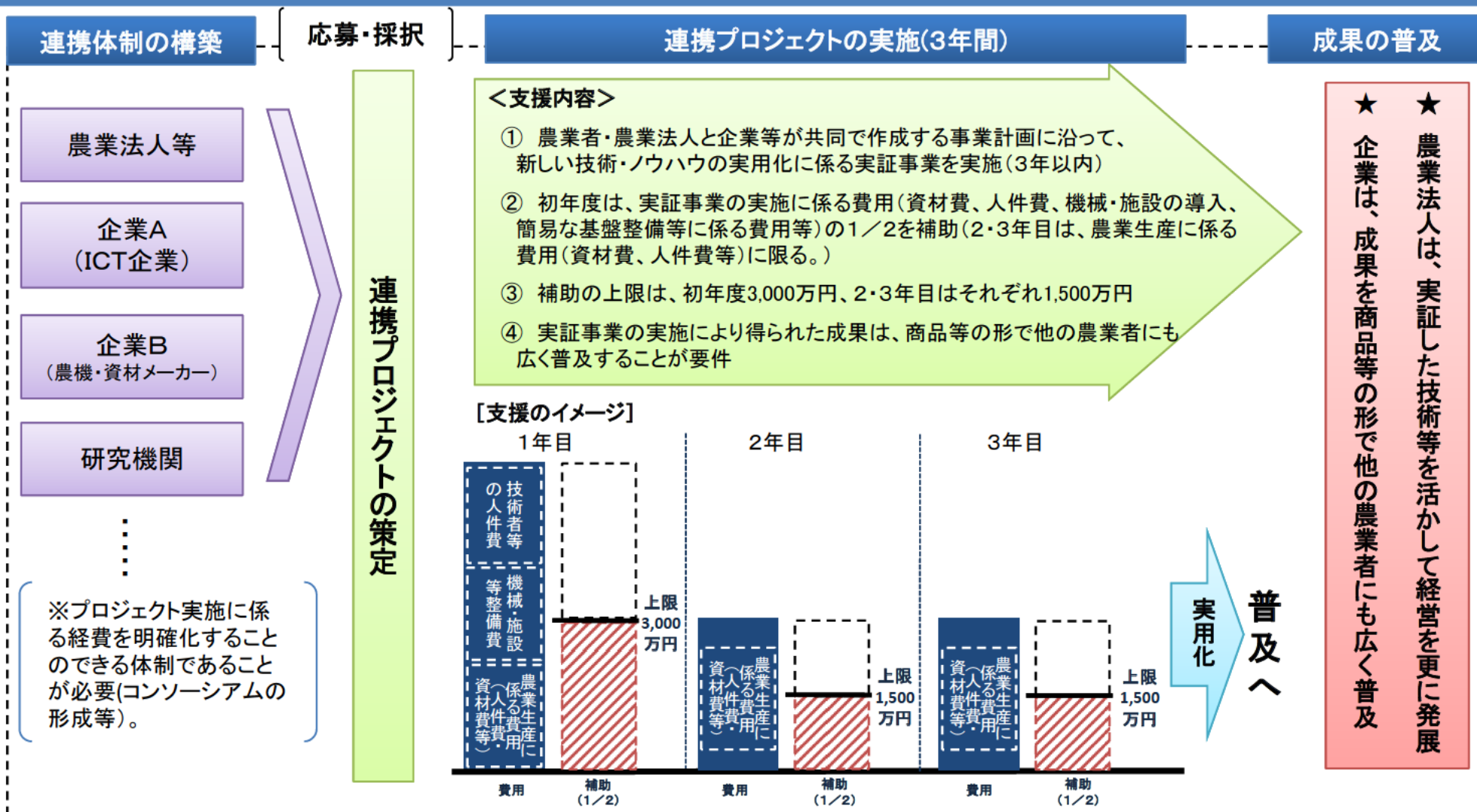
具体的には、農業法人と企業等が共同で取り組む実証事業（3年以内）であって、得られた成果を他の農業者等に広く普及するものに対して、費用（資材費、人件費、機械・施設の導入、簡易な基盤整備等に係る費用等）の1／2を補助（上限は初年度3,000万円、2・3年目はそれぞれ1,500万円）します。

補助率：1／2等
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：経営局経営政策課（03-6744-0577）]

「農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業」のスキーム

意欲のある農業法人と先端技術を有する経済界の企業等が連携して行う、低コスト生産技術体系の確立やICTを活用した効率的生産体制の構築、低コストの農業機械開発、農業経営における新しいビジネスモデルの開発などの先端モデル農業の確立に向けた取組を支援し、その成果を地域に広く普及することにより、日本農業全体の競争力強化を図る。



27 援農隊マッチング支援事業

【80（100）百万円】

対策のポイント

普及指導員、シルバー人材センター、ハローワーク等の協力の下、収穫期等に農家等が必要とする労働力を円滑に供給します。

<背景／課題>

- ・野菜やいも類、果樹などを大規模に生産する際には、定植期や収穫期等に、一時的に多くの労働力が必要となりますが、近年、農村部では、高齢化や過疎化が進行し、必要な人材の確保が困難となっています。
- ・農業経営を発展させていくためには、その経営に見合った労働力を継続的に確保することが重要です。
- ・円滑な人材の確保のため、厚生労働省等と連携して取組を推進していく必要があります。

政策目標

繁忙期にあわせた労働力の安定確保

<主な内容>

1. 地区推進

(1) 農家・農業法人の必要とする労働力供給システムの構築

農家・農業法人が、必要とする人材の数や能力、期間等を求人票にまとめ、シルバー人材センター、ハローワーク等を通じて人材を確保し、供給するシステムの構築を支援します。

(2) 「援農隊」の組織化

農業未経験者を含む幅広い人材からなる援農者を「援農隊」として組織化し、援農者に対する農業関連情報の提供や会議開催等により、援農者の農業に対する知識を深め、長期的な援農者としての定着を支援します。また、営農形態の似ている都道府県間で、人材情報や援農隊の活用状況等について情報交換を行います。

(3) 就労前技術研修の実施

初めて農家・農業法人に就労しようとする者等に対して、農具の使用法、農業機械の操作方法等についての研修を実施します。

(4) 就労中の技術指導の実施

作業中の就労者に対して、農家・農業法人のメンバーと協力し、技術指導を実施します。

（補助率：定額）
事業実施主体：都道府県、協議会、民間団体

2. 全国推進

援農者に関するデータベースの整備と援農実績証明の交付等により、都道府県を越えた援農者の活用を促進するとともに、全国会議を開催して効果的な援農隊育成手法についての検討を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体

(関連対策)

産地活性化総合対策事業のうち農畜産業機械等リース支援事業（産地活性化型）

【2,343（2,882）百万円の内数】

援農隊の活動を通じて規模拡大等に取り組む農家等に対し、その取組に必要な農業機械等のリース導入を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：都道府県、協議会、民間団体

<各省と連携>

- 厚生労働省 ・ハローワーク、シルバー人材センターなどでの募集に関する支援

[お問い合わせ先：生産局技術普及課（03-3593-6497）]

28 産地活性化総合対策事業

【2, 343（2, 882）百万円】

対策のポイント

産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成、新輸送システム等の先端技術を活用した生産・流通システムの高度化など、生産現場での多様な課題の解決に向けた取組を支援します。

<背景／課題>

- ・農畜産物価格の低迷、資材価格の上昇等、農業生産現場は依然厳しい状況におかれています。
- ・この状況を打開するためには、「日本再興戦略」等に基づき、「攻めの農業」の実現に向け、マーケットインの発想から実需者等と一体となり新品種等を活用した「強み」のある産地形成や、新輸送システム等の先端技術を活用した生産・流通システムの高度化等が重要です。

政策目標

パン・中華めん用小麦品種の作付シェア増大 等
（7%（平成20年度）→19%（平成32年度））

<主な内容>

1. 新品種・新技術活用型産地育成支援事業

「強み」のある産地形成を図るため、新品種や新技術等を活用して、実需者、農業者、普及指導員等が一体となり、新たな産地形成を行う取組等を総合的に支援します。

2. 生産システム革新推進事業

収穫期等の繁忙期における労働力（援農隊）を確保するための取組、輸出を目指したGAPの普及に向けた取組や、リスクアセスメントに基づく農作業時の安全確保技術の確立等を支援します。

3. 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業

薬用作物等の産地形成を促進するため、栽培技術の確立等に向けた取組等を支援します。

4. 青果物流通システム高度化事業

青果物流通の合理化・効率化のため、物流業界との連携による新たな輸送システムの導入実証を支援します。

5. 国産花きイノベーション推進事業

国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図るため、日持ち性の向上、コールドチェーンの確立、花束等の加工技術の向上等の生産・供給体制の強化、新需要の創出に向けた取組等を支援します。また、平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会での花きの安定供給体制づくり等の取組を支援します。

6. 産地収益力増強支援事業

水田のフル活用を図るため、飼料用米の生産コスト低減に資する多収性品種や直播栽培等の導入実証、大豆・麦等の生産拡大に資する安定生産技術の導入実証、養蜂振興等を支援します。

7. 農畜産業機械等リース支援事業

新品種・新技術の導入など、1、2、6の各事業及び地域作物の生産体制の確立に必要な農畜産業機械等をリース方式で導入する場合の負担を軽減します。

8. いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業

国産畳表の高品質化・ブランド化に取り組むいぐさ生産者の経営安定を図るため、国産畳表の価格が下落した際に補てん金を交付します。

〔補助率：定額、1／2、1／3以内等〕
〔事業実施主体：協議会、民間団体等〕

お問い合わせ先：

1・7の事業	生産局総務課生産推進室	(03-3502-5945)
2の事業	生産局技術普及課	(03-3501-3769)
3・8の事業	生産局地域作物課	(03-6744-2117)
4の事業	生産局園芸作物課園芸流通加工対策室	(03-3502-5958)
5の事業	生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室	(03-6738-6162)
6の事業	生産局穀物課(大豆・麦・飼料用米等)	(03-6744-2108)
	生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室	
	(養蜂振興(園芸農家向け))	(03-3593-6496)
	生産局畜産振興課(養蜂振興(養蜂関係団体等向け))	(03-3591-3656)

産地活性化総合対策事業

産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成、生産・流通システムの高度化等生産現場での多様な課題の解決に向けた取組を支援。

推進事業 注) ()内は、補助率

新品種・新技術活用型産地育成支援事業

産地ブランド発掘事業(定額)

地域コンソーシアム支援事業(定額)

種苗供給円滑化事業(定額)

新品種・新技術活用環境整備事業(定額、1/3)

生産システム革新推進事業

援農隊マッチング支援事業(定額)

輸出用GAP等普及推進事業(定額、1/2)

農作業安全・高度な栽培技術確立事業(定額、1/2)

薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業(定額、1/2)

青果物流通システム高度化事業(定額、1/3)

国産花きイノベーション推進事業(定額、1/2)

産地収益力増強支援事業

大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業(定額、1/2)

養蜂等振興推進事業(定額)

地域作物支援地区推進事業(1/2)

乳業再編等合理化推進事業(定額)

食肉等産地育成強化推進事業(1/2)

いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業(定額)

農畜産業機械等リース支援事業

- ・補助率: 物件購入相当額の1/2以内等
- ・推進事業と一体的に取り組む場合に支援。
- ・各種タイプと対応する推進事業は以下のとおり。(一部は単独可)

新品種・新技術活用型

産地活性化型

産地活性化型

地域作物支援型
【リース単独実施】